

ニッセイ・インデックスパッケージ （国内・株式／リート／債券）

愛称：ファンドパック日本

追加型投信／国内／資産複合／インデックス型

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ◆本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。
- ◆「ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）」は、主に国内の株式、不動産投資信託証券および債券を投資対象としますので、組入株式の価格の下落または組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響、市場環境の変化等による組入不動産投資信託証券の価格の下落または組入不動産投資信託証券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響、金利変動等による組入債券の価格の下落または組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- ◆本書により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月20日に関東財務局長に提出しており、2024年2月21日にその届出の効力が生じております。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 大関 洋
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	39
第3【ファンドの経理状況】	45
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	117
第三部【委託会社等の情報】	118
第1【委託会社等の概況】	118
約款	巻末

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）
上記ファンドの愛称として「ファンドパック日本」ということがあります。
（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ① 契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
- ② 委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年2月21日から2024年8月20日まで

- 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

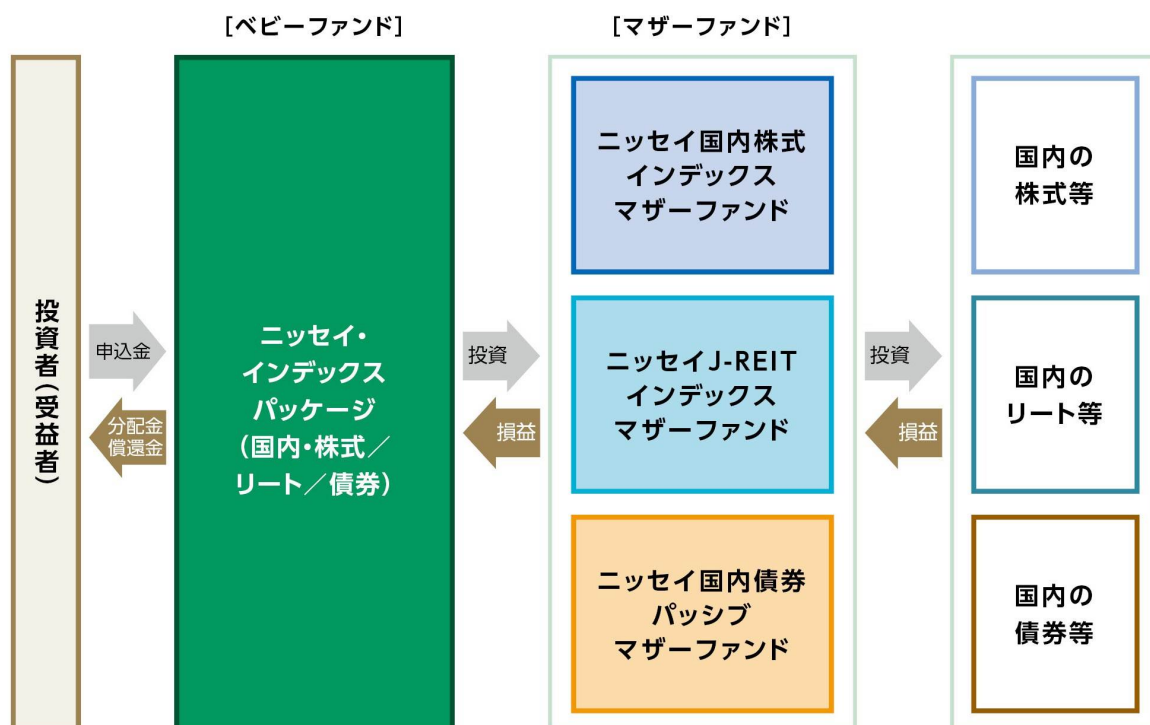
ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



③ ファンドの特色

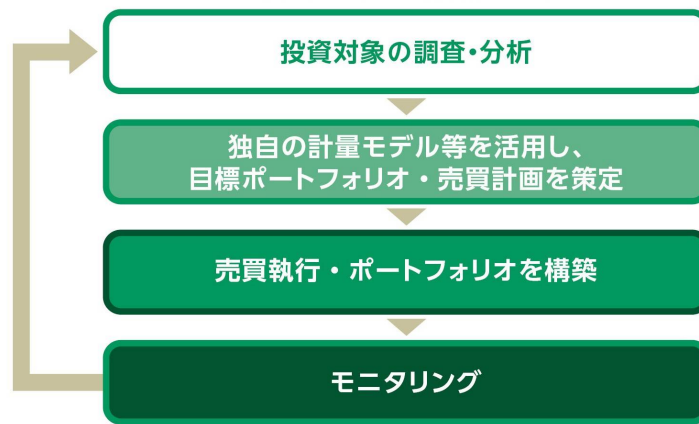
1 各マザーファンドへの投資を通じて、複数の資産に分散投資を行います。

- 投資対象とするマザーファンドは、各投資対象資産の指数の動きに連動する投資成果をめざします。

【投資対象資産および投資対象とするマザーファンド】

投資対象資産	投資対象とするマザーファンド	マザーファンドの概要
国内株式	ニッセイ国内株式 インデックスマザーファンド	「TOPIX(東証株価指数)(配当込み)」の動きに連動する投資 成果をめざします。
国内リート	ニッセイJ-REIT インデックスマザーファンド	「東証REIT指数(配当込み)」の動きに連動する投資成果を めざします。
国内債券	ニッセイ国内債券 パッシブマザーファンド	「NOMURA-BPI総合」の動きに連動する投資成果をめざし ます。

〈各マザーファンドの運用プロセス〉

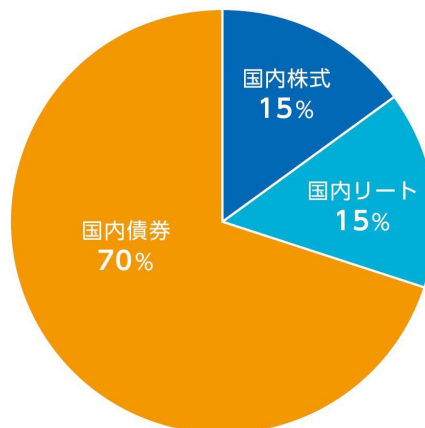


2 各資産への投資割合は、基本投資割合を維持することを目標とします。

- ファンドは、各投資対象資産の指数を基本投資割合で組合せた合成ベンチマーク*の動きに連動する投資成果をめざします。

*各投資対象資産の指数の騰落率を基本投資割合で加重平均し、委託会社が独自に指数化したもの(以下「ベンチマーク」ということがあります)。各投資対象資産の指数は、国内株式:TOPIX(東証株価指数)(配当込み)、国内リート:東証REIT指数(配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合。

【基本投資割合】



〈基準価額と合成ベンチマークの連動性に関する留意点〉

ファンドは合成ベンチマークの動きに連動する投資成果をめざしますが、基本投資割合と実際の投資割合がかい離すること、各指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流入と実際の銘柄等の売買のタイミングがずれること、売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額と合成ベンチマークの動きは完全に一致するものではありません。

〈各指数について〉

●TOPIX(東証株価指数)

TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。

TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●東証REIT指数

東証REIT指数とは、東証市場に上場する不動産投資信託(Real Estate Investment Trust)全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。

東証REIT指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●NOMURA-BPI総合

日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

④ 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤ ファンドの分類

追加型投信／国内／資産複合／インデックス型に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年1回	日本		日経225
	年2回	北米	ファミリー ファンド	
	年4回	欧州		
	年6回 (隔月)	アジア		TOPIX
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・ 不動産投信・ 債券)資産配分 固定型))	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	その他 (合成ベンチ マーク)
	その他 ()	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマー ジング		

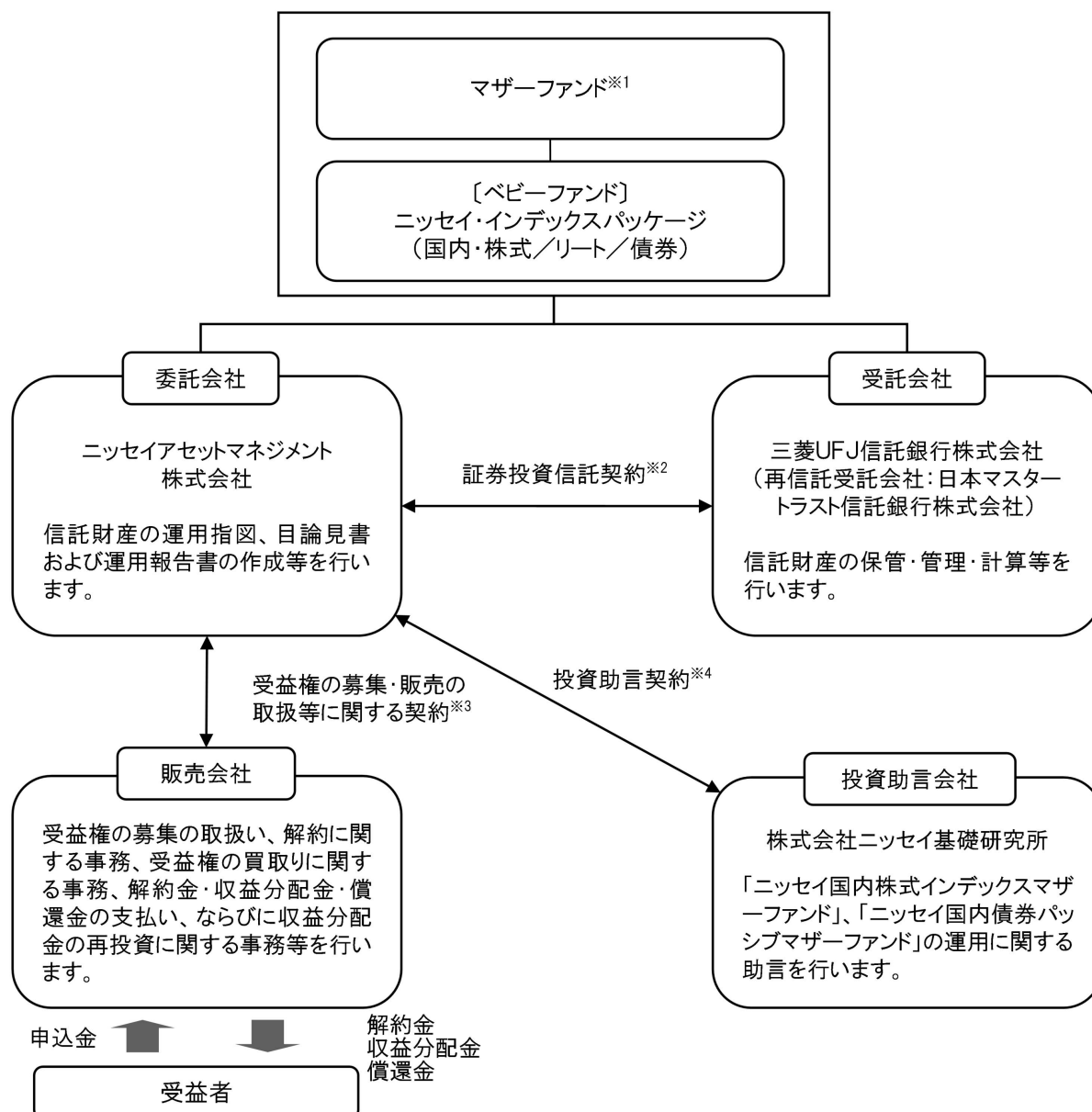
商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・ 不動産投信・債券) 資産配分固定型))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式、不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券、公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。
その他の指数 (合成ベンチマーク)	目論見書または約款において、合成ベンチマークの動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年11月17日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- ※1 ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド
- ※2 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- ※3 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- ※4 委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して運用に関する助言を行うことを定めた契約です。

委託会社の概況（2023年11月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日：1995年4月4日
- ・資本金の額：100億円
- ・沿革
 - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
 - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
 - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
 - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。
- ・大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 複数のマザーファンド※への投資を通じ、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）および東証REIT指数（配当込み）をそれぞれ15%、NOMURA-BPI総合を70%ずつ組合せた合成ベンチマークに連動する投資成果をめざします。
 - ※ ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド
- ② 各マザーファンドへの基本投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、ニッセイ国内株式インデックスマザーファンドおよびニッセイJ-REITインデックスマザーファンドへそれぞれ15%、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンドへ70%とします。
- ③ 各マザーファンドの合計組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、国内の株式市場の動きをとらえることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の証券取引所[※]上場株式を主要投資対象とします。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

b 投資態度

- ① 国内の証券取引所上場株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動する成果を目標として運用を行います。
- ② 株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ③ 株式以外の資産の組入比率は50%以下とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含まず）している不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます）を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 国内の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含まず）している不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標とします。
- ② 不動産投資信託証券への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄（採用予定を含まず）に投資を行うものとします。なお、東証REIT指数の採用銘柄の追加・変更があった場合は、適宜不動産投資信託証券の追加・見直しを行います。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券を東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、主として国内の公社債への投資を行うことにより、NOMUR A-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 国内の公社債に投資し、NOMUR A-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 原則として、ニッセイアセットマネジメント株式会社と株式会社ニッセイ基礎研究所が共同開発したクオンツモデルを利用し、ポートフォリオを構築します。
- ③ 組入銘柄は、原則として投資適格銘柄に限定し、信用リスクを抑制します。
- ④ 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 投資対象資産は、国内の通貨建てまたはユーロ円建て表示であるものに限り、かつ、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

複数のマザーファンド※を主要投資対象とします。なお直接、株式、上場不動産投資信託証券、公社債等に投資を行う場合があります。

※ ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド

b 約款に定める投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引および⑤ 金利先渡し取引」に定めるものに限り）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された前記「a 主な投資対象」に定めるマザーファンドのほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り）

- 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
 なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品

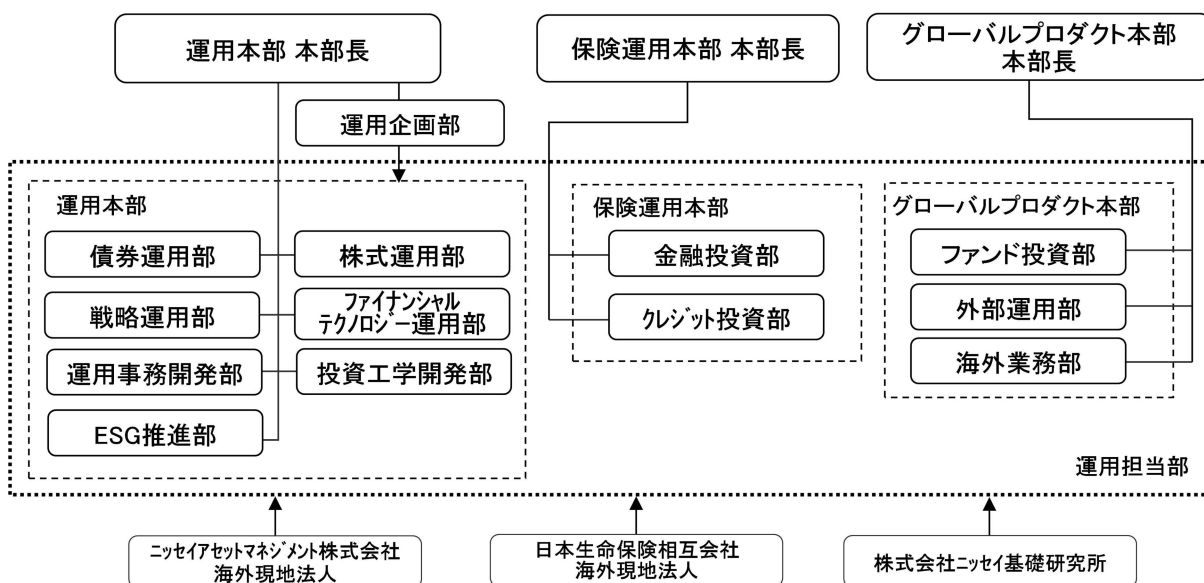
信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④ 前記②にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することができます。

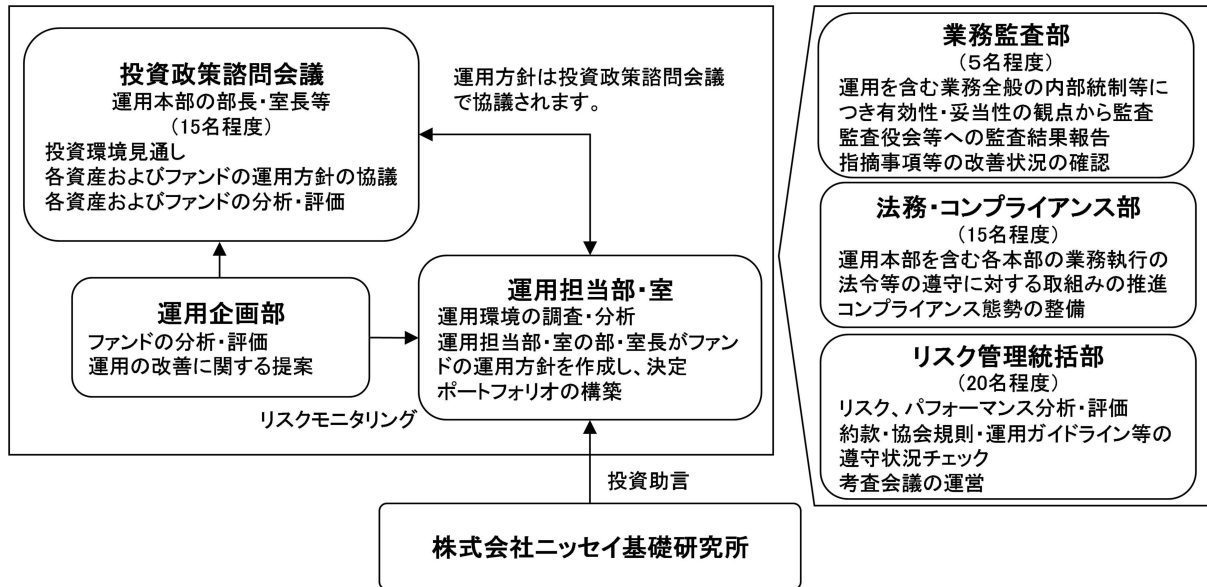
(3) 【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

- ① 原則として以下の方針に基づき配分を行います。
 1. 配分対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
 2. 配分対象額についての配分方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、配分対象額が少額の場合には、配分を行わないこともあります。
 3. 留保益の運用方針
留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 分配時期
毎決算日とし、決算日は11月20日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。
- ③ 支払方法
 - <分配金受取コースの場合>
税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
 - <分配金再投資コースの場合>
税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資対象資産は、国内の通貨建てまたはユーロ円建て表示であるものに限ります。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

① 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の金融商品取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

② 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③ 先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤ 金利先渡取引

1. 金利先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

⑦ 有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑧ 有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。

4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

⑨ 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

③ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3 【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、ベンチマークの動きに連動することを目標に運用しますので、ベンチマークの動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

(1) 投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

- ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
- ・債券投資リスク
 - 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
 - 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
- ・不動産投資信託（リート）投資リスク
 - 保有不動産に関するリスク

リーートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。
 リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーートの価格が下落することがあります。
 - 金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。
 また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーートの価格が下落することがあります。
 - 信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーートの経営や財務状況が悪化した場合、リーートの価格が下落することがあります。
 - J－R E I Tの税制に関するリスク

一般に、J－R E I Tの発行者には課税の実質免除措置が適用されますが、税法上の一定の要件を満たさない場合、当該措置は適用されず発行者の税負担が増大し、J－R E I Tの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
 - リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
- ・流動性リスク

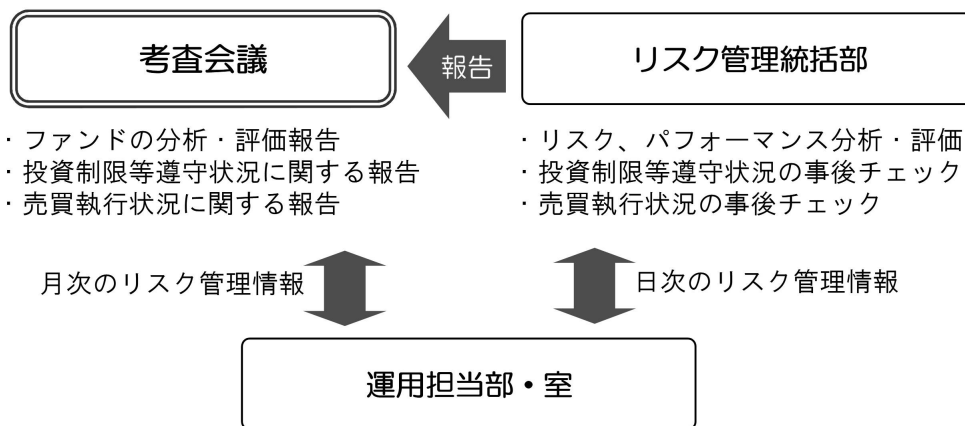
市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。
- ・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドは合成ベンチマークの動きに連動する投資成果をめざしますが、基本投資割合と実際の投資割合がかい離すること、各指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングがずれること、売買時のコストや運用管理費用（信託報酬）等の費用を負担することなどから、基準価額と合成ベンチマークの動きは完全に一致するものではありません。
- ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ・短期金融資産の運用に関する留意点
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
- ・ファミリーファンド方式に関する留意点
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・流動性に関する留意点
ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2) 投資リスク管理体制



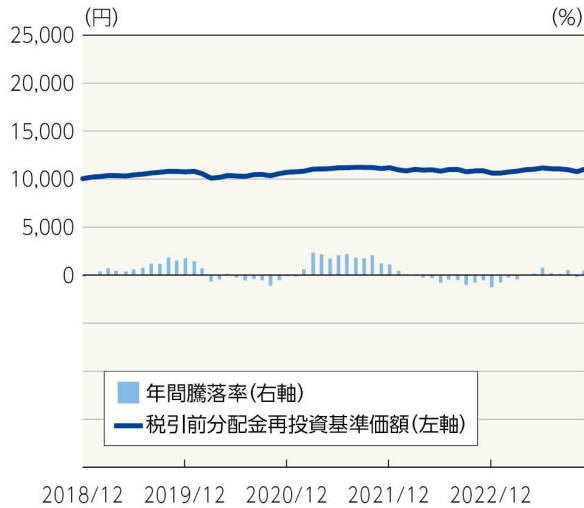
1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクに関する管理体制>

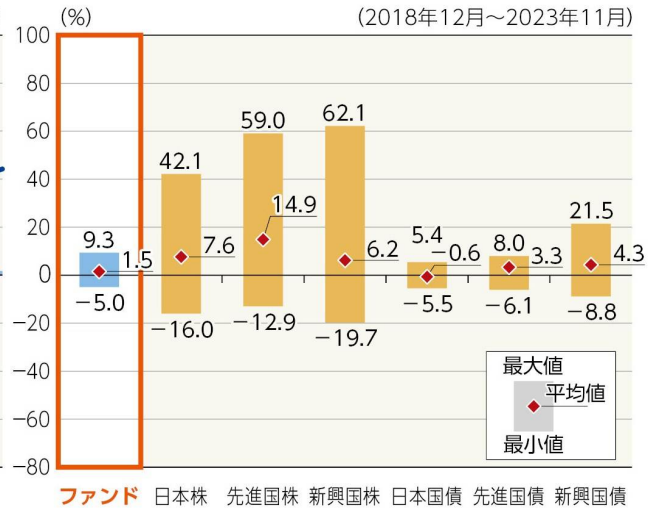
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

① ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



② ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.3102%（税抜0.282%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.130%	0.130%	0.022%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

- ファンドが実質的な投資対象とする上場不動産投資信託証券（リート）は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託証券の費用は表示していません。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

- ② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0022% (税抜0.002%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0033% (税抜0.003%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0055% (税抜0.005%)
10億円以下 の部分	年 0.0110% (税抜0.010%)

- ③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

- ④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

- ⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

(5) 【課税上の取扱い】

課税対象

- 分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金(特別分配金)」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合 : 解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
法人の場合 : 解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分 配 時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収[※]され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません)または申告分離課税を選択することもできます。
※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座(特定口座)を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率(個人)

2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%)
2038年 1月 1日以降	20% (所得税15%・地方税5%)

税率は原則として20%(所得税15%・地方税5%)ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額に2.1%をかけた額)が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます)の利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります)等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択した場合に限ります)等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

<少額投資非課税制度について>

少額投資非課税制度「愛称: N I S A (ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、N I S Aをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、当ファンドは、N I S Aの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収※されます。

益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

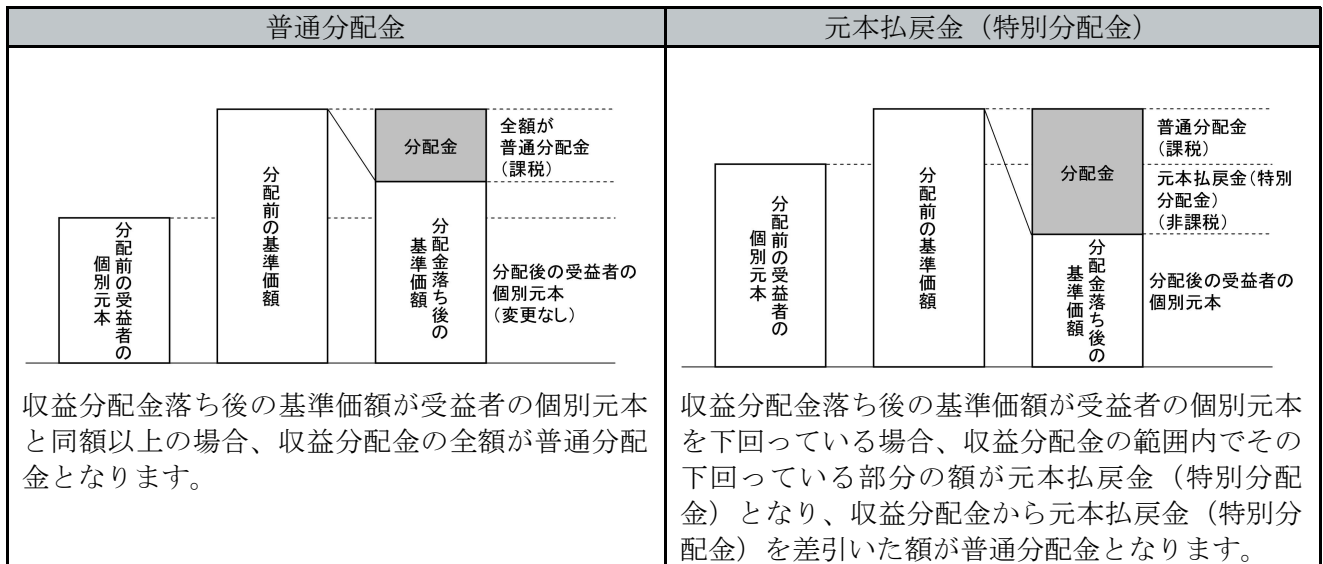
個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出※されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。



○ 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】
 (1) 【投資状況】

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	185,943,942	100.00
内 日本	185,943,942	100.00
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	△1,629	△0.00
純資産総額	185,942,313	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	197,573,026,360	97.94
内 日本	197,573,026,360	97.94
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	4,149,815,845	2.06
純資産総額	201,722,842,205	100.00

その他資産の投資状況

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (買建)	4,158,000,000	2.06
内 日本	4,158,000,000	2.06

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	42,069,953,920	79.43
内 日本	42,069,953,920	79.43
地方債証券	3,191,347,228	6.03
内 日本	3,191,347,228	6.03
特殊債券	4,578,602,985	8.64
内 日本	4,578,602,985	8.64
社債券	2,689,290,100	5.08
内 日本	2,593,379,200	4.90
内 フランス	95,910,900	0.18
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	436,120,628	0.82
純資産総額	52,965,314,861	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	31,048,171,600	98.72
内 日本	31,048,171,600	98.72
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	402,971,848	1.28
純資産総額	31,451,143,448	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	139,665,910	0.9297 129,861,076	0.9327 130,266,394	— —	70.06
2	ニッセイ国内株式インデッ クス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	9,987,325	2.8019 27,983,665	2.8049 28,013,447	— —	15.07
3	ニッセイJ-REITイン デックス マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	14,666,579	1.8718 27,454,350	1.8862 27,664,101	— —	14.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年11月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
	合計 (対純資産総額比)		100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機 器	3,215,300	1,928.03 6,199,223,425	2,794.50 8,985,155,850	— —	4.45
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	414,200	11,501.85 4,764,068,353	12,820.00 5,310,044,000	— —	2.63
3	三菱UFJフィナンシャ ル・グループ 日本	株式 銀行業	3,611,800	1,006.93 3,636,864,188	1,255.00 4,532,809,000	— —	2.25
4	キーエンス 日本	株式 電気機器	58,600	58,480.94 3,426,983,321	63,350.00 3,712,310,000	— —	1.84
5	日本電信電話 日本	株式 情報・通	17,469,200	158.91 2,776,169,830	173.10 3,023,918,520	— —	1.50

		信業					
6	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	123,900	15,416.61 1,910,118,057	24,025.00 2,976,697,500	— —	1.48
7	三井住友フィナンシャルグ ループ 日本	株式 銀行業	410,000	6,022.90 2,469,390,590	7,258.00 2,975,780,000	— —	1.48
8	日立製作所 日本	株式 電気機器	287,600	7,147.15 2,055,520,844	10,285.00 2,957,966,000	— —	1.47
9	三菱商事 日本	株式 卸売業	409,200	4,922.26 2,014,191,020	6,886.00 2,817,751,200	— —	1.40
10	信越化学工業 日本	株式 化学	531,900	3,927.15 2,088,851,461	5,212.00 2,772,262,800	— —	1.37
11	任天堂 日本	株式 その他製 品	369,700	5,501.20 2,033,795,470	6,912.00 2,555,366,400	— —	1.27
12	三井物産 日本	株式 卸売業	466,800	4,060.92 1,895,639,464	5,392.00 2,516,985,600	— —	1.25
13	リクルートホールディング ス 日本	株式 サービ ス業	445,600	3,846.93 1,714,196,119	5,505.00 2,453,028,000	— —	1.22
14	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	416,500	4,274.66 1,780,399,558	5,738.00 2,389,877,000	— —	1.18
15	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	519,800	4,258.89 2,213,772,755	4,165.00 2,164,967,000	— —	1.07
16	本田技研工業 日本	株式 輸送用機 器	1,428,000	1,170.02 1,670,790,125	1,509.00 2,154,852,000	— —	1.07
17	KDD I 日本	株式 情報・通 信業	453,800	4,053.95 1,839,682,969	4,625.00 2,098,825,000	— —	1.04
18	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	570,100	2,883.82 1,644,067,661	3,648.00 2,079,724,800	— —	1.03
19	第一三共 日本	株式 医薬品	511,700	4,265.49 2,182,655,199	4,000.00 2,046,800,000	— —	1.01
20	みずほフィナンシャルグ ループ 日本	株式 銀行業	778,400	2,150.30 1,673,795,505	2,512.00 1,955,340,800	— —	0.97
21	HOYA 日本	株式 精密機器	116,300	13,460.80 1,565,491,814	16,665.00 1,938,139,500	— —	0.96
22	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通 信業	289,700	5,771.96 1,672,139,525	6,020.00 1,743,994,000	— —	0.86
23	ソフトバンク 日本	株式 情報・通 信業	944,800	1,536.67 1,451,849,710	1,798.50 1,699,222,800	— —	0.84
24	オリエンタルランド 日本	株式 サービ ス業	318,600	4,336.68 1,381,667,936	5,025.00 1,600,965,000	— —	0.79
25	ダイキン工業 日本	株式 機械	70,600	23,437.92 1,654,717,177	22,155.00 1,564,143,000	— —	0.78

26	村田製作所	株式	532,800	2,476.26	2,883.50	—	0.76
	日本	電気機器		1,319,353,276	1,536,328,800	—	
27	日本たばこ産業	株式	350,400	2,803.88	3,801.00	—	0.66
	日本	食料品		982,479,762	1,331,870,400	—	
28	三菱電機	株式	658,300	1,575.37	2,009.00	—	0.66
	日本	電気機器		1,037,067,528	1,322,524,700	—	
29	SMC	株式	17,700	67,161.84	74,450.00	—	0.65
	日本	機械		1,188,764,660	1,317,765,000	—	
30	丸紅	株式	516,500	1,810.30	2,307.00	—	0.59
	日本	卸売業		935,020,121	1,191,565,500	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年11月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	16.93
		輸送用機器	8.49
		情報・通信業	7.53
		銀行業	7.03
		卸売業	6.88
		化学	5.86
		機械	5.11
		サービス業	4.71
		医薬品	4.66
		小売業	4.19
		食料品	3.36
		陸運業	2.72
		保険業	2.39
		精密機器	2.28
		その他製品	2.25
		建設業	2.03
		不動産業	1.91
		電気・ガス業	1.35
		その他金融業	1.13
		鉄鋼	0.96
		証券、商品先物取引業	0.78
		海運業	0.74
		ゴム製品	0.71
		ガラス・土石製品	0.67
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
石油・石炭製品	0.47		
空運業	0.44		
繊維製品	0.41		
鋳業	0.36		
パルプ・紙	0.17		
倉庫・運輸関連業	0.14		
水産・農林業	0.08		
	小計		97.94
合計 (対純資産総額比)			97.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	第340回 利付国債(10年) 日本	国債証券	500,000,000	101.01 505,091,460	100.71 503,560,000	0.4 2025/9/20	0.95
2	第145回 利付国債(5年) 日本	国債証券	466,000,000	100.28 467,325,800	100.17 466,796,860	0.1 2025/9/20	0.88
3	第339回 利付国債(10年) 日本	国債証券	444,000,000	100.91 448,057,980	100.63 446,819,400	0.4 2025/6/20	0.84
4	第341回 利付国債(10年) 日本	国債証券	438,000,000	100.78 441,434,800	100.56 440,470,320	0.3 2025/12/20	0.83
5	第350回 利付国債(10年) 日本	国債証券	435,000,000	99.45 432,607,500	99.59 433,238,250	0.1 2028/3/20	0.82
6	第370回 利付国債(10年) 日本	国債証券	438,000,000	99.95 437,808,800	98.81 432,805,320	0.5 2033/3/20	0.82
7	第144回 利付国債(5年) 日本	国債証券	401,000,000	100.29 402,176,600	100.17 401,681,700	0.1 2025/6/20	0.76
8	第342回 利付国債(10年) 日本	国債証券	399,000,000	100.29 400,157,100	100.13 399,546,630	0.1 2026/3/20	0.75
9	第5回 電通グループ 日本	社債券	400,000,000	99.49 397,994,800	99.69 398,792,400	0.32 2027/7/8	0.75
10	第453回 利付国債(2年) 日本	国債証券	395,000,000	99.84 394,388,000	99.96 394,853,850	0.005 2025/10/1	0.75
11	第365回 利付国債(10年) 日本	国債証券	393,000,000	96.63 379,755,900	96.60 379,653,720	0.1 2031/12/20	0.72
12	第364回 利付国債(10年) 日本	国債証券	392,000,000	96.73 379,181,600	96.85 379,652,000	0.1 2031/9/20	0.72
13	第360回 利付国債(10年) 日本	国債証券	382,000,000	97.59 372,793,800	97.94 374,161,360	0.1 2030/9/20	0.71
14	第362回 利付国債(10年) 日本	国債証券	384,000,000	97.14 373,017,600	97.42 374,104,320	0.1 2031/3/20	0.71
15	第363回 利付国債(10年) 日本	国債証券	384,000,000	96.89 372,057,600	97.16 373,094,400	0.1 2031/6/20	0.70
16	第338回 利付国債(10年)	国債証券	368,000,000	100.89	100.55	0.4	0.70

		日本			371,275,200	370,031,360	2025/3/20	
17	第361回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	373,000,000	97.37 363,190,100	97.67 364,324,020	0.1 2030/12/20	0.69
18	第146回 利付国債 (5年)	日本	国債証券	362,000,000	100.24 362,895,510	100.15 362,553,860	0.1 2025/12/20	0.68
19	第345回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	361,000,000	100.07 361,252,700	100.04 361,162,450	0.1 2026/12/20	0.68
20	第368回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	364,000,000	101.61 369,860,400	96.65 351,824,200	0.2 2032/9/20	0.66
21	第351回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	344,000,000	99.32 341,660,800	99.45 342,138,960	0.1 2028/6/20	0.65
22	第349回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	340,000,000	99.60 338,640,000	99.71 339,041,200	0.1 2027/12/20	0.64
23	第348回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	338,000,000	99.73 337,087,400	99.82 337,422,020	0.1 2027/9/20	0.64
24	第346回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	336,000,000	100.19 336,638,400	99.98 335,942,880	0.1 2027/3/20	0.63
25	第153回 利付国債 (5年)	日本	国債証券	335,000,000	99.46 333,191,000	99.57 333,576,250	0.005 2027/6/20	0.63
26	第344回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	325,000,000	100.15 325,513,500	100.09 325,315,250	0.1 2026/9/20	0.61
27	第372回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	316,000,000	100.24 316,766,190	101.19 319,776,200	0.8 2033/9/20	0.60
28	第149回 利付国債 (5年)	日本	国債証券	320,000,000	99.82 319,424,000	99.83 319,462,400	0.005 2026/9/20	0.60
29	第343回 利付国債 (10年)	日本	国債証券	310,000,000	100.24 310,744,000	100.11 310,353,400	0.1 2026/6/20	0.59
30	第9回 新関西国際空港	日本	特殊債券	300,000,000	103.32 309,969,900	103.38 310,169,400	1.231 2028/12/20	0.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年11月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
公社債券	国内	国債証券	79.43
		特殊債券	8.64
		地方債証券	6.03
		社債券	4.90
	小計		99.00
	外国	社債券	0.18
	小計		0.18
合 計 (対純資産総額比)			99.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイJ-REITインデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証券	3,447	606,041.84 2,089,026,225	621,000.00 2,140,587,000	— —	6.81
2	ジャパンリアルエステイト 投資法人 日本	投資証券	3,035	556,049.54 1,687,610,371	575,000.00 1,745,125,000	— —	5.55
3	野村不動産マスターファン ド投資法人 日本	投資証券	9,555	168,007.82 1,605,314,788	169,800.00 1,622,439,000	— —	5.16
4	日本プロロジスリート投資 法人 日本	投資証券	5,147	271,813.99 1,399,026,646	280,400.00 1,443,218,800	— —	4.59
5	KDX不動産投資法人 日本	投資証券	8,503	160,022.71 1,360,673,147	169,500.00 1,441,258,500	— —	4.58
6	日本都市ファンド投資法人 日本	投資証券	14,162	97,812.08 1,385,214,741	98,500.00 1,394,957,000	— —	4.44
7	GLP投資法人 日本	投資証券	9,980	136,610.84 1,363,376,203	139,700.00 1,394,206,000	— —	4.43
8	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証券	4,454	272,411.41 1,213,320,421	263,800.00 1,174,965,200	— —	3.74
9	オリックス不動産投資法人 日本	投資証券	5,887	169,712.19 999,095,710	174,400.00 1,026,692,800	— —	3.26
10	ユナイテッド・アーバン投 資法人 日本	投資証券	6,609	149,810.83 990,099,812	145,000.00 958,305,000	— —	3.05
11	アドバンス・レジデンス投 資法人 日本	投資証券	2,899	324,528.27 940,807,472	325,000.00 942,175,000	— —	3.00
12	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証券	14,306	57,511.99 822,766,622	60,000.00 858,360,000	— —	2.73
13	積水ハウス・リート投資法 人 日本	投資証券	8,878	77,605.74 688,983,820	84,700.00 751,966,600	— —	2.39
14	日本プライムリアルティ投 資法人	投資証券	2,021	346,037.20	371,000.00	—	2.38

	日本			699,341,186	749,791,000	—	
15	ジャパン・ホテル・リート 投資法人 日本	投資証 券	9,891	67,413.03 666,782,358	69,400.00 686,435,400	— —	2.18
16	アクティビア・プロパ ティーズ投資法人 日本	投資証 券	1,550	399,046.10 618,521,463	406,500.00 630,075,000	— —	2.00
17	産業ファンド投資法人 日本	投資証 券	4,508	134,613.22 606,836,414	138,000.00 622,104,000	— —	1.98
18	日本アコモデーションファ ンド投資法人 日本	投資証 券	1,020	609,033.79 621,214,468	608,000.00 620,160,000	— —	1.97
19	ラサールロジポート投資法 人 日本	投資証 券	3,777	150,301.90 567,690,309	157,600.00 595,255,200	— —	1.89
20	三井不動産ロジスティクス パーク投資法人 日本	投資証 券	1,229	467,514.11 574,574,852	467,000.00 573,943,000	— —	1.82
21	日本ロジスティクスファン ド投資法人 日本	投資証 券	1,893	284,513.89 538,584,800	288,500.00 546,130,500	— —	1.74
22	イオンリート投資法人 日本	投資証 券	3,624	141,906.80 514,270,251	143,800.00 521,131,200	— —	1.66
23	フロンティア不動産投資法 人 日本	投資証 券	1,096	451,018.08 494,315,822	453,500.00 497,036,000	— —	1.58
24	森ヒルズリート投資法人 日本	投資証 券	3,474	138,707.41 481,869,565	140,600.00 488,444,400	— —	1.55
25	大和証券リビング投資法人 日本	投資証 券	4,351	107,805.82 469,063,164	109,300.00 475,564,300	— —	1.51
26	コンフォリア・レジデン シャル投資法人 日本	投資証 券	1,453	316,011.63 459,164,911	318,000.00 462,054,000	— —	1.47
27	ヒューリックリート投資法 人 日本	投資証 券	2,764	150,909.76 417,114,585	155,100.00 428,696,400	— —	1.36
28	森トラストリート投資法人 日本	投資証 券	5,695	73,200.73 416,878,159	73,700.00 419,721,500	— —	1.33
29	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証 券	612	652,061.01 399,061,340	677,000.00 414,324,000	— —	1.32
30	三菱地所物流リート投資法 人 日本	投資証 券	1,020	377,019.14 384,559,526	383,000.00 390,660,000	— —	1.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年11月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
投資証券	国内		98.72
	小計		98.72
合 計 (対純資産総額比)			98.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイJ-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物 0 5 1 2 月	買建	175	4,051,306,250	4,158,000,000	2.06

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイJ-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

直近日（2023年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2018年11月20日)	10,125,048	10,125,048	1.0114	1.0114
第2計算期間末 (2019年11月20日)	34,551,025	34,551,025	1.0807	1.0807
第3計算期間末 (2020年11月20日)	60,232,978	60,232,978	1.0555	1.0555
第4計算期間末 (2021年11月22日)	90,328,858	90,328,858	1.1222	1.1222
第5計算期間末 (2022年11月21日)	126,773,131	126,773,131	1.0887	1.0887
第6計算期間末 (2023年11月20日)	185,998,651	185,998,651	1.1015	1.1015
2022年11月末日	126,274,323	—	1.0868	—
12月末日	127,406,554	—	1.0633	—
2023年1月末日	131,408,267	—	1.0629	—
2月末日	136,042,500	—	1.0749	—
3月末日	139,117,496	—	1.0835	—
4月末日	142,880,693	—	1.0976	—
5月末日	145,470,613	—	1.1036	—
6月末日	150,409,180	—	1.1166	—
7月末日	151,700,133	—	1.1086	—
8月末日	155,397,535	—	1.1061	—
9月末日	158,088,207	—	1.0985	—
10月末日	179,018,044	—	1.0777	—
11月末日	185,942,313	—	1.1053	—

② 【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	1.1
第2計算期間	6.9
第3計算期間	△2.3
第4計算期間	6.3
第5計算期間	△3.0
第6計算期間	1.2

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	11,339,331	1,327,996	10,011,335
第2計算期間	36,243,654	14,283,311	31,971,678
第3計算期間	61,535,982	36,443,305	57,064,355
第4計算期間	37,861,170	14,434,176	80,491,349
第5計算期間	49,748,629	13,794,112	116,445,866
第6計算期間	71,137,784	18,727,261	168,856,389

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3.運用実績

2023年11月末現在

●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

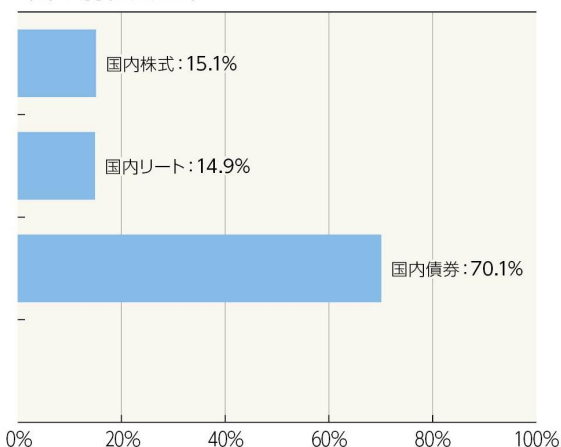
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	11,053円
純資産総額	185百万円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

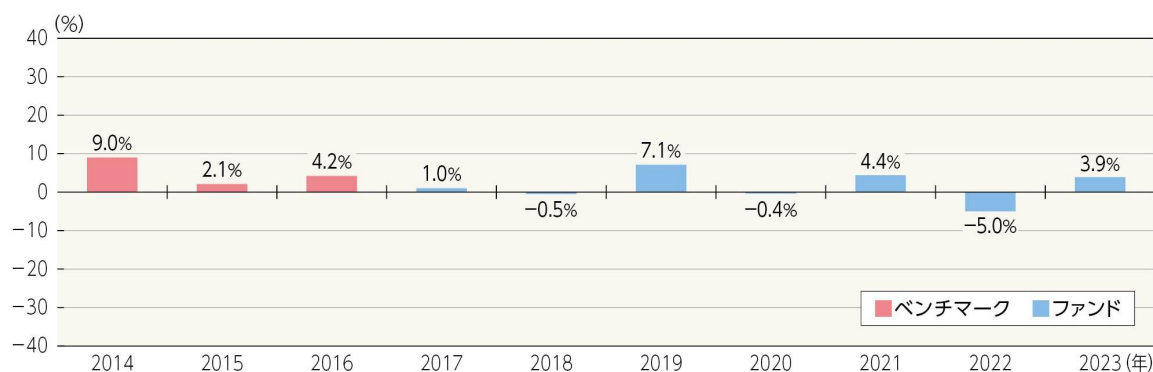
2019年11月	0円
2020年11月	0円
2021年11月	0円
2022年11月	0円
2023年11月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●資産別組入比率



・比率は対組入マザーファンド評価額比です。

●年間収益率の推移



・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2017年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

・2016年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●マザーファンドの状況

1. ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

組入上位銘柄

	銘柄	比率
1	トヨタ自動車	4.5%
2	ソニーグループ	2.7%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2.3%
4	キーエンス	1.9%
5	日本電信電話	1.5%

・比率は対組入株式評価額比です。

2. ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド

組入上位銘柄

	銘柄	比率
1	日本ビルファンド投資法人	6.9%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.6%
3	野村不動産マスターファンド投資法人	5.2%
4	日本プロロジスリート投資法人	4.6%
5	KDX不動産投資法人	4.6%

・比率は対組入投資信託証券評価額比です。

3. ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド

組入上位銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	第340回 利付国債(10年)	2025/09/20	0.400%	1.0%
2	第145回 利付国債(5年)	2025/09/20	0.100%	0.9%
3	第339回 利付国債(10年)	2025/06/20	0.400%	0.9%
4	第341回 利付国債(10年)	2025/12/20	0.300%	0.8%
5	第350回 利付国債(10年)	2028/03/20	0.100%	0.8%

・比率は対組入債券評価額比です。

組入上位業種

	業種	比率
1	電気機器	17.3%
2	輸送用機器	8.7%
3	情報・通信業	7.7%
4	銀行業	7.2%
5	卸売業	7.0%

・比率は対組入株式評価額比です。

組入比率

投資対象	比率
不動産投資信託証券	98.7%
短期金融資産等	1.3%

・比率は対純資産総額比です。

組入比率

種別	比率
債券	99.2%
債券先物	-
現金、その他	0.8%

・比率は対純資産総額比です。

【1】ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

ありません。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

- 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。
- 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内不動産投資信託証券	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5)【その他】

- ① 繰上償還
 1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 受益権の口数が30億口を下回っている場合
 - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
 2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

す。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2. から4. までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「② 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1. から7. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

④ 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。

○ 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知っている受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、契約期間満了の1ヵ月前までに委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

(6) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ① 他の受益者の氏名または名称および住所
- ② 他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（2022年11月22日から2023年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）の2022年11月22日から2023年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）の2023年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 2022年11月21日現在	第6期 2023年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	502	5,018
コール・ローン	178,146	237,300
親投資信託受益証券	126,776,473	186,003,568
未収入金	68,637	499,367
流動資産合計	127,023,758	186,745,253
資産合計	127,023,758	186,745,253
負債の部		
流動負債		
未払解約金	65,313	494,480
未払受託者報酬	13,931	18,960
未払委託者報酬	165,118	224,619
その他未払費用	6,265	8,543
流動負債合計	250,627	746,602
負債合計	250,627	746,602
純資産の部		
元本等		
元本	116,445,866	168,856,389
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,327,265	17,142,262
（分配準備積立金）	3,813,861	3,340,656
元本等合計	126,773,131	185,998,651
純資産合計	126,773,131	185,998,651
負債純資産合計	127,023,758	186,745,253

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期		第6期	
	自	2021年11月23日 至 2022年11月21日	自	2022年11月22日 至 2023年11月20日
営業収益				
有価証券売買等損益		△2,536,647		2,819,069
営業収益合計		△2,536,647		2,819,069
営業費用				
受託者報酬		25,328		35,194
委託者報酬		300,386		417,032
その他費用		11,376		15,852
営業費用合計		337,090		468,078
営業利益又は営業損失(△)		△2,873,737		2,350,991
経常利益又は経常損失(△)		△2,873,737		2,350,991
当期純利益又は当期純損失(△)		△2,873,737		2,350,991
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△334,370		118,148
期首剰余金又は期首欠損金(△)		9,837,509		10,327,265
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,646,420		6,223,082
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,646,420		6,223,082
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,617,297		1,640,928
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,617,297		1,640,928
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—		—
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		10,327,265		17,142,262

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期	
	自 2022年11月22日	至 2023年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年11月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2022年11月22日から2023年11月20日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期	第6期
	2022年11月21日現在	2023年11月20日現在
1. 期首元本額	80,491,349円	116,445,866円
期中追加設定元本額	49,748,629円	71,137,784円
期中一部解約元本額	13,794,112円	18,727,261円
2. 受益権の総数	116,445,866口	168,856,389口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第5期	第6期
	自 2021年11月23日 至 2022年11月21日	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,513,404円)及び分配準備積立金(3,813,861円)より分配対象収益は10,327,265円(1万口当たり886.87円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(25,560円)、収益調整金(13,801,606円)及び分配準備積立金(3,315,096円)より分配対象収益は17,142,262円(1万口当たり1,015.20円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第5期	第6期
	自 2021年11月23日 至 2022年11月21日	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 2022年11月21日現在	第6期 2023年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 2022年11月21日現在	第6期 2023年11月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	△2,119,686	2,209,508
合計	△2,119,686	2,209,508

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第5期 2022年11月21日現在	第6期 2023年11月20日現在
1口当たり純資産額	1,0887円	1,1015円
(1万口当たり純資産額)	(10,887円)	(11,015円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年11月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド	10,024,955	28,088,921	
	ニッセイJ-REITインデックス マザーファンド	14,723,022	27,560,024	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	140,196,412	130,354,623	
親投資信託受益証券 合計		164,944,389	186,003,568	
合計			186,003,568	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド」受益証券及び「ニッセイJ-REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同親投資信託の状況は以下の通りであります。それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	45,329,458
コール・ローン	2,143,716,858
株式	197,600,501,060
派生商品評価勘定	93,016,950
未収入金	68,190,746
未収配当金	1,780,853,535
差入委託証拠金	189,980,192
流動資産合計	201,921,588,799
資産合計	201,921,588,799
負債の部	
流動負債	
前受金	133,115,000
未払解約金	680,014,153
その他未払費用	2,801
流動負債合計	813,131,954
負債合計	813,131,954
純資産の部	
元本等	
元本	71,774,824,873
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	129,333,631,972
元本等合計	201,108,456,845
純資産合計	201,108,456,845
負債純資産合計	201,921,588,799

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	80,542,683,355円
同期中追加設定元本額	18,464,835,178円
同期中一部解約元本額	27,232,693,660円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイTOPIXオープン	5,374,590,247円
ニッセイ国内株式インデックスSA (適格機関投資家限定)	3,099,611,493円
ニッセイ日本バランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	3,172,649円
DCニッセイワールドセレクトファンド (債券重視型)	2,040,668,069円
DCニッセイワールドセレクトファンド (標準型)	7,458,125,745円
DCニッセイワールドセレクトファンド (株式重視型)	6,116,136,597円
ニッセイインデックスバランス (債券重視型) SA (適格機関投資家限定)	2,437,692円
ニッセイインデックスバランス (標準型) SA (適格機関投資家限定)	10,878,136円
ニッセイインデックスバランス (成長型) SA (適格機関投資家限定)	10,049,994円
DCニッセイ国内株式インデックス	2,734,321,037円
<購入・換金手数料なし>ニッセイTOPIXインデックスファンド	24,643,648,889円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (4資産均等型)	3,377,354,321円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	353,302,002円
DCニッセイワールドセレクトファンド (安定型)	227,959,293円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	410,483,123円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	635,103,845円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	40,891,710円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (6資産均等型)	121,182,140円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式)	9,858,104円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式/リート)	13,124,731円
ニッセイ・インデックスパッケージ (内外・株式/リート/債券)	4,769,903円
ニッセイ・インデックスパッケージ (国内・株式/リート/債券)	10,024,955円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド (8資産均等型)	27,338,395円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	278,873,319円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	179,525,613円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	355,141,819円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	200,556,897円
ニッセイ国内株式市場連動SAファンド (適格機関投資家限定)	13,903,403,991円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ世界株式ファンド (GDP型バスケット)	25,064,068円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (安定型)	49,914円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド (積極型)	108,841円
FWニッセイ国内株インデックス	55,053,403円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	51,979,339円
DCニッセイ全世界株式インデックスコレクト	34,599円
計	71,774,824,873円
2. 受益権の総数	71,774,824,873口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年11月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
株式	29,879,681,609	
合計	29,879,681,609	

(注) 「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間 (2023年2月21日から2023年11月20日まで) に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2023年11月20日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引 先物取引 買建	3,484,090,000	—		3,577,190,000	93,100,000
合計	3,484,090,000	—		3,577,190,000	93,100,000

(注) 株価指数先物取引

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年11月20日現在	
1口当たり純資産額	2,8019円
(1万口当たり純資産額)	(28,019円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年11月20日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極洋	3,100	3,730.00	11,563,000	
ニッセイ	82,100	705.80	57,946,180	
マルハニチロ	12,200	2,733.50	33,348,700	
雪国まいたけ	7,000	934.00	6,538,000	
カネコ種苗	3,200	1,415.00	4,528,000	
サカタのタネ	9,300	4,015.00	37,339,500	
ホクト	6,600	1,736.00	11,457,600	
ショーボンドホールディングス	11,200	5,974.00	66,908,800	
ミライト・ワン	27,200	1,830.00	49,776,000	

タマホーム	5,200	3,630.00	18,876,000
ファーストコーポレーション	1,300	753.00	978,900
住石ホールディングス	8,300	632.00	5,245,600
日鉄鉱業	3,300	5,370.00	17,721,000
三井松島ホールディングス	4,900	2,760.00	13,524,000
I N P E X	303,600	2,097.00	636,649,200
石油資源開発	9,500	5,590.00	53,105,000
K&Oエナジーグループ	3,700	2,177.00	8,054,900
安藤・間	47,600	1,084.00	51,598,400
東急建設	25,700	785.00	20,174,500
コムシスホールディングス	26,200	3,184.00	83,420,800
ビーアールホールディングス	14,900	352.00	5,244,800
高松コンストラクショングループ	6,100	2,666.00	16,262,600
東建コーポレーション	2,400	8,040.00	19,296,000
ソネック	1,500	953.00	1,429,500
ヤマウラ	4,400	1,424.00	6,265,600
オリエンタル白石	30,400	327.00	9,940,800
大成建設	53,700	5,375.00	288,637,500
大林組	205,400	1,276.00	262,090,400
清水建設	162,800	977.50	159,137,000
飛島建設	5,900	1,288.00	7,599,200
長谷工コーポレーション	52,700	1,811.50	95,466,050
松井建設	7,000	768.00	5,376,000
鹿島建設	127,300	2,284.50	290,816,850
不動テトラ	4,000	2,063.00	8,252,000
鉄建建設	4,100	1,981.00	8,122,100
西松建設	11,000	3,686.00	40,546,000
三井住友建設	42,700	399.00	17,037,300
大豊建設	2,000	3,695.00	7,390,000
佐田建設	2,100	615.00	1,291,500
ナカノフドー建設	12,000	391.00	4,692,000
奥村組	9,300	4,495.00	41,803,500
東鉄工業	7,100	2,864.00	20,334,400
浅沼組	4,200	3,650.00	15,330,000
戸田建設	77,700	872.00	67,754,400
熊谷組	9,600	3,460.00	33,216,000
植木組	900	1,430.00	1,287,000
矢作建設工業	7,800	1,268.00	9,890,400
ピーエス三菱	7,300	932.00	6,803,600
日本ハウスホールディングス	14,600	334.00	4,876,400
大東建託	21,100	16,090.00	339,499,000
新日本建設	8,100	1,102.00	8,926,200
東亜道路工業	2,300	6,610.00	15,203,000
日本道路	6,700	1,884.00	12,622,800
東亜建設工業	4,400	3,690.00	16,236,000
日本国土開発	16,300	600.00	9,780,000
若築建設	2,000	2,929.00	5,858,000
東洋建設	14,500	1,246.00	18,067,000
五洋建設	81,400	798.70	65,014,180
世紀東急工業	7,400	1,587.00	11,743,800

福田組	2,200	5,150.00	11,330,000
住友林業	49,600	3,804.00	188,678,400
日本基礎技術	8,100	449.00	3,636,900
巴コーポレーション	6,000	560.00	3,360,000
大和ハウス工業	158,800	4,244.00	673,947,200
ライト工業	11,800	1,961.00	23,139,800
積水ハウス	174,200	3,021.00	526,258,200
日特建設	5,500	1,025.00	5,637,500
北陸電気工事	5,400	945.00	5,103,000
ユアテック	12,700	965.00	12,255,500
日本リーテック	4,500	1,259.00	5,665,500
四電工	2,400	2,839.00	6,813,600
中電工	8,900	2,397.00	21,333,300
関電工	36,000	1,314.00	47,304,000
きんでん	40,400	2,217.00	89,566,800
東京エネシス	5,700	953.00	5,432,100
トーエネック	1,900	4,035.00	7,666,500
住友電設	5,500	2,527.00	13,898,500
日本電設工業	10,800	1,979.00	21,373,200
エクシオグループ	28,900	3,143.00	90,832,700
新日本空調	3,700	2,175.00	8,047,500
九電工	12,400	4,401.00	54,572,400
三機工業	12,400	1,735.00	21,514,000
日揮ホールディングス	56,800	1,660.50	94,316,400
中外炉工業	2,600	2,150.00	5,590,000
ヤマト	5,100	924.00	4,712,400
太平電業	3,600	3,835.00	13,806,000
高砂熱学工業	15,400	2,975.00	45,815,000
三晃金属工業	1,000	4,675.00	4,675,000
NEC ネットエスアイ	22,900	2,150.00	49,235,000
朝日工業社	2,700	2,719.00	7,341,300
明星工業	11,100	1,113.00	12,354,300
大気社	6,600	4,240.00	27,984,000
ダイダン	7,500	1,441.00	10,807,500
日比谷総合設備	4,200	2,246.00	9,433,200
ニッポン	17,300	2,208.00	38,198,400
日清製粉グループ本社	53,300	2,098.50	111,850,050
日東富士製粉	1,100	4,690.00	5,159,000
昭和産業	5,600	3,040.00	17,024,000
中部飼料	8,000	1,054.00	8,432,000
フィード・ワン	8,400	773.00	6,493,200
日本甜菜製糖	3,400	1,972.00	6,704,800
DM三井製糖ホールディングス	5,700	3,005.00	17,128,500
塩水港精糖	12,100	235.00	2,843,500
ウェルネオシュガー	2,900	2,044.00	5,927,600
L I F U L L	24,900	199.00	4,955,100
M I X I	12,900	2,321.00	29,940,900
ジェイエイシーリクルートメント	5,400	2,587.00	13,969,800
日本M&Aセンターホールディングス	95,900	678.50	65,068,150
メンバーズ	4,800	1,093.00	5,246,400

UTグループ	8,000	2,218.00	17,744,000
アイティメディア	5,300	1,010.00	5,353,000
E・Jホールディングス	3,500	1,617.00	5,659,500
オープンアップグループ	18,000	2,063.00	37,134,000
コシダカホールディングス	18,000	1,070.00	19,260,000
パソナグループ	7,300	2,266.00	16,541,800
リンクアンドモチベーション	17,300	523.00	9,047,900
エス・エム・エス	21,100	2,667.50	56,284,250
パーソルホールディングス	612,800	245.50	150,442,400
クックパッド	49,100	132.00	6,481,200
森永製菓	12,300	5,373.00	66,087,900
中村屋	1,800	3,065.00	5,517,000
江崎グリコ	16,500	4,080.00	67,320,000
名糖産業	3,400	1,613.00	5,484,200
井村屋グループ	3,400	2,291.00	7,789,400
不二家	4,000	2,538.00	10,152,000
山崎製パン	38,600	3,153.00	121,705,800
モロゾフ	1,900	3,820.00	7,258,000
亀田製菓	3,300	3,845.00	12,688,500
寿スピリッツ	27,300	2,372.00	64,755,600
カルビー	26,400	2,717.50	71,742,000
森永乳業	10,500	5,456.00	57,288,000
六甲バター	4,200	1,391.00	5,842,200
ヤクルト本社	82,400	3,385.00	278,924,000
明治ホールディングス	70,700	3,417.00	241,581,900
雪印メグミルク	13,900	2,203.00	30,621,700
プリマハム	7,700	2,214.00	17,047,800
日本ハム	24,800	4,322.00	107,185,600
林兼産業	2,300	586.00	1,347,800
丸大食品	5,800	1,591.00	9,227,800
S Foods	6,400	3,185.00	20,384,000
柿安本店	2,200	2,457.00	5,405,400
伊藤ハム米久ホールディングス	8,800	3,895.00	34,276,000
学情	3,200	1,837.00	5,878,400
スタジオアリス	3,000	2,040.00	6,120,000
クロスキャット	5,400	1,132.00	6,112,800
シミックホールディングス	3,200	2,643.00	8,457,600
システナ	88,900	265.00	23,558,500
NJS	2,000	2,675.00	5,350,000
デジタルアーツ	3,700	4,555.00	16,853,500
日鉄ソリューションズ	10,000	4,625.00	46,250,000
総合警備保障	100,500	845.90	85,012,950
キューブシステム	5,100	1,082.00	5,518,200
いちご	66,400	342.00	22,708,800
日本駐車場開発	61,000	205.00	12,505,000
コア	3,300	1,726.00	5,695,800
カカコム	39,800	1,658.50	66,008,300
アイロムグループ	3,200	1,922.00	6,150,400
セントケア・ホールディング	6,500	914.00	5,941,000
ルネサンス	6,200	863.00	5,350,600

ディップ	9,200	3,125.00	28,750,000
SBSホールディングス	5,200	2,520.00	13,104,000
デジタルホールディングス	5,300	1,130.00	5,989,000
新日本科学	5,500	1,619.00	8,904,500
ベネフィット・ワン	20,900	1,483.50	31,005,150
エムスリー	118,900	2,394.00	284,646,600
アウトソーシング	38,600	1,161.50	44,833,900
ワールドホールディングス	2,700	2,620.00	7,074,000
ディー・エヌ・エー	21,400	1,471.50	31,490,100
博報堂DYホールディングス	76,800	1,085.50	83,366,400
ぐるなび	20,500	302.00	6,191,000
ジャパンベストレスクューシステム	9,000	997.00	8,973,000
ファンコミュニケーションズ	13,600	412.00	5,603,200
ライク	4,000	1,429.00	5,716,000
エスプール	17,300	401.00	6,937,300
WDBホールディングス	3,100	2,217.00	6,872,700
手間いらず	2,700	2,660.00	7,182,000
アドウェイズ	10,200	547.00	5,579,400
バリューコマース	5,300	1,316.00	6,974,800
インフォマート	62,500	451.00	28,187,500
サッポロホールディングス	19,000	5,673.00	107,787,000
アサヒグループホールディングス	133,200	5,525.00	735,930,000
麒麟ホールディングス	240,200	2,167.00	520,513,400
宝ホールディングス	39,400	1,163.00	45,822,200
オエノンホールディングス	17,200	386.00	6,639,200
養命酒製造	2,900	1,830.00	5,307,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	45,200	1,919.50	86,761,400
サントリー食品インターナショナル	40,600	4,728.00	191,956,800
ダイドーグループホールディングス	3,300	5,940.00	19,602,000
伊藤園	19,500	4,830.00	94,185,000
キーコーヒー	6,500	2,064.00	13,416,000
日清オイリオグループ	8,100	4,285.00	34,708,500
不二製油グループ本社	13,400	2,426.00	32,508,400
J-オイルミルズ	6,600	1,931.00	12,744,600
ローソン	13,200	7,260.00	95,832,000
サンエー	4,700	4,520.00	21,244,000
カワチ薬品	4,800	2,408.00	11,558,400
エービーシー・マート	27,100	2,426.00	65,744,600
ハードオフコーポレーション	3,700	1,500.00	5,550,000
高千穂交易	1,700	3,185.00	5,414,500
アスクル	12,800	2,019.00	25,843,200
ゲオホールディングス	6,900	2,313.00	15,959,700
アダストリア	7,500	3,490.00	26,175,000
伊藤忠食品	1,400	7,140.00	9,996,000
くら寿司	7,300	3,650.00	26,645,000
キャンドゥ	2,200	2,485.00	5,467,000
エレマテック	5,600	1,669.00	9,346,400
パルグループホールディングス	12,200	2,136.00	26,059,200
エディオン	24,500	1,465.00	35,892,500

あらた	4,700	6,220.00	29,234,000
サーラコーポレーション	13,000	723.00	9,399,000
トーメンデバイス	1,100	4,870.00	5,357,000
ハローズ	2,800	4,380.00	12,264,000
J Pホールディングス	15,700	388.00	6,091,600
フジオフードグループ本社	6,900	1,445.00	9,970,500
あみやき亭	1,500	3,640.00	5,460,000
東京エレクトロン デバイス	6,200	4,540.00	28,148,000
円谷フィールズホールディングス	10,600	1,187.00	12,582,200
双日	69,000	3,049.00	210,381,000
アルフレッサ ホールディングス	62,200	2,458.50	152,918,700
大黒天物産	1,900	6,350.00	12,065,000
ハニーズホールディングス	4,900	1,605.00	7,864,500
ファーマライズホールディングス	7,000	657.00	4,599,000
キッコーマン	38,200	9,438.00	360,531,600
味の素	137,000	5,633.00	771,721,000
ブルドックソース	3,100	2,069.00	6,413,900
キューピー	31,000	2,522.00	78,182,000
ハウス食品グループ本社	19,900	3,350.00	66,665,000
カゴメ	24,800	3,181.00	78,888,800
アリアケジャパン	5,700	4,735.00	26,989,500
エバラ食品工業	1,900	2,851.00	5,416,900
ニチレイ	26,400	3,207.00	84,664,800
横浜冷凍	16,900	1,083.00	18,302,700
東洋水産	29,100	7,932.00	230,821,200
イートアンドホールディングス	2,800	1,988.00	5,566,400
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,300	1,131.00	5,994,300
日清食品ホールディングス	20,300	14,505.00	294,451,500
永谷園ホールディングス	2,800	2,165.00	6,062,000
一正蒲鉾	3,300	731.00	2,412,300
フジッコ	5,900	1,944.00	11,469,600
ロック・フィールド	6,500	1,619.00	10,523,500
日本たばこ産業	350,400	3,758.00	1,316,803,200
ケンコーマヨネーズ	4,000	1,577.00	6,308,000
わらべや日洋ホールディングス	3,900	3,370.00	13,143,000
なとり	3,600	2,012.00	7,243,200
ファーマフーズ	8,300	1,409.00	11,694,700
北の達人コーポレーション	27,400	194.00	5,315,600
ユーグレナ	35,900	783.00	28,109,700
紀文食品	5,000	1,157.00	5,785,000
ピクルスホールディングス	4,600	1,201.00	5,524,600
S R Eホールディングス	2,600	2,628.00	6,832,800
A Dワークスグループ	20,100	232.00	4,663,200
片倉工業	5,400	1,705.00	9,207,000
グンゼ	4,200	4,770.00	20,034,000
ヒューリック	134,500	1,427.00	191,931,500
アルペン	5,100	1,898.00	9,679,800
ラクーンホールディングス	7,800	717.00	5,592,600
クオールホールディングス	8,500	1,623.00	13,795,500
アルコニックス	8,200	1,310.00	10,742,000

神戸物産	47,900	3,631.00	173,924,900
ソリトンシステムズ	5,000	1,214.00	6,070,000
ジンズホールディングス	3,700	4,470.00	16,539,000
ビックカメラ	33,000	1,174.00	38,742,000
DCMホールディングス	32,700	1,200.00	39,240,000
ハイパー	4,500	349.00	1,570,500
MonotaRO	87,800	1,473.00	129,329,400
東京一番フーズ	8,200	508.00	4,165,600
あいホールディングス	9,900	2,346.00	23,225,400
ディービーエクス	4,000	1,022.00	4,088,000
J. フロント リテイリング	71,100	1,410.00	100,251,000
ドトール・日レスホールディングス	11,000	2,215.00	24,365,000
マツキヨココカラ&カンパニー	112,700	2,644.00	297,978,800
ブロンコビリー	3,600	3,130.00	11,268,000
ZOZO	40,900	3,122.00	127,689,800
トレジャー・ファクトリー	4,700	1,202.00	5,649,400
物語コーポレーション	10,300	3,810.00	39,243,000
三越伊勢丹ホールディングス	104,300	1,737.50	181,221,250
東洋紡	25,300	1,040.00	26,312,000
富士紡ホールディングス	2,600	3,585.00	9,321,000
日清紡ホールディングス	44,500	1,100.50	48,972,250
倉敷紡績	4,400	2,485.00	10,934,000
ダイワボウホールディングス	27,400	2,913.00	79,816,200
日東紡績	7,400	4,020.00	29,748,000
トヨタ紡織	24,700	2,675.50	66,084,850
マクニカホールディングス	14,700	6,815.00	100,180,500
Hamee	5,800	1,018.00	5,904,400
ラクト・ジャパン	2,800	2,010.00	5,628,000
ウエルシアホールディングス	32,100	2,540.00	81,534,000
クリエイトSDホールディングス	10,200	3,160.00	32,232,000
グリムス	2,700	1,897.00	5,121,900
バイタルケーエスケー・ホールディングス	9,400	1,013.00	9,522,200
八洲電機	5,000	1,270.00	6,350,000
メディアスホールディングス	7,200	749.00	5,392,800
レスターホールディングス	5,300	2,705.00	14,336,500
ジオリーヴグループ	3,900	1,220.00	4,758,000
丸善CHIホールディングス	12,600	328.00	4,132,800
TOKAIホールディングス	33,600	961.00	32,289,600
ミサワ	2,300	628.00	1,444,400
三洋貿易	7,000	1,272.00	8,904,000
シュッピン	5,600	1,190.00	6,664,000
ビューティガレージ	2,400	2,375.00	5,700,000
オイシックス・ラ・大地	8,300	1,357.00	11,263,100
ウイン・パートナーズ	5,000	1,230.00	6,150,000
ネクステージ	14,100	2,228.00	31,414,800
ジョイフル本田	18,000	1,773.00	31,914,000
鳥貴族ホールディングス	2,300	2,948.00	6,780,400
ホットランド	4,700	2,026.00	9,522,200
すかいらくホールディングス	84,700	2,238.50	189,600,950

SFPホールディングス	3,400	2,258.00	7,677,200
綿半ホールディングス	4,800	1,335.00	6,408,000
日本毛織	15,500	1,354.00	20,987,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	17,300	1,026.00	17,749,800
野村不動産ホールディングス	32,100	3,729.00	119,700,900
三重交通グループホールディングス	12,300	561.00	6,900,300
サムティ	9,200	2,414.00	22,208,800
ディア・ライフ	9,800	868.00	8,506,400
コーセーアールイー	3,700	1,034.00	3,825,800
地主	4,400	2,173.00	9,561,200
プレサンスコーポレーション	9,100	1,484.00	13,504,400
ハウスコム	4,000	818.00	3,272,000
JPMC	4,900	1,113.00	5,453,700
サンセイランディック	2,300	1,052.00	2,419,600
エストラスト	7,500	626.00	4,695,000
フージャースホールディングス	8,900	1,050.00	9,345,000
オープンハウスグループ	21,100	4,135.00	87,248,500
東急不動産ホールディングス	173,400	958.50	166,203,900
飯田グループホールディングス	55,300	2,278.50	126,001,050
ムゲンエステート	4,800	1,224.00	5,875,200
帝国繊維	6,600	2,001.00	13,206,600
日本コークス工業	59,600	121.00	7,211,600
BENOS	3,800	1,504.00	5,715,200
あさひ	5,700	1,300.00	7,410,000
日本調剤	4,200	1,305.00	5,481,000
コスモス薬品	6,100	15,715.00	95,861,500
シップヘルスケアホールディングス	22,300	2,139.50	47,710,850
ソフトクリエイトホールディングス	4,800	1,710.00	8,208,000
セブン&アイ・ホールディングス	213,500	5,663.00	1,209,050,500
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	41,900	1,057.00	44,288,300
明治電機工業	3,900	1,390.00	5,421,000
ツルハホールディングス	13,000	12,305.00	159,965,000
サンマルクホールディングス	5,000	2,018.00	10,090,000
フェリシモ	4,400	903.00	3,973,200
トリドールホールディングス	17,400	4,312.00	75,028,800
帝人	56,400	1,341.50	75,660,600
東レ	393,000	785.00	308,505,000
クラレ	85,500	1,550.50	132,567,750
旭化成	396,800	1,007.00	399,577,600
TOKYO BASE	18,900	291.00	5,499,900
稲葉製作所	3,600	1,514.00	5,450,400
宮地エンジニアリンググループ	3,000	3,135.00	9,405,000
トーカロ	17,400	1,436.00	24,986,400
SUMCO	107,400	2,137.00	229,513,800
川田テクノロジーズ	1,400	6,560.00	9,184,000
RS Technologies	4,000	2,448.00	9,792,000
And Doホールディングス	5,600	1,053.00	5,896,800
シーアールイー	3,500	1,583.00	5,540,500

ケイアイスター不動産	2,800	3,355.00	9,394,000
グッドコムアセット	5,900	959.00	5,658,100
ジェイ・エス・ビー	2,900	2,497.00	7,241,300
ロードスターキャピタル	3,800	2,030.00	7,714,000
日本フェルト	5,500	416.00	2,288,000
イチカワ	3,400	1,661.00	5,647,400
芦森工業	1,800	2,178.00	3,920,400
アツギ	10,200	447.00	4,559,400
JMホールディングス	4,700	2,004.00	9,418,800
コメダホールディングス	15,200	2,805.00	42,636,000
アレンザホールディングス	5,500	1,000.00	5,500,000
バロックジャパンリミテッド	6,900	801.00	5,526,900
クスリのアオキホールディングス	16,500	3,360.00	55,440,000
力の源ホールディングス	2,100	1,739.00	3,651,900
FOOD & LIFE COMPANIES	33,000	2,818.50	93,010,500
アセンテック	10,700	532.00	5,692,400
セーレン	11,300	2,271.00	25,662,300
ソトー	5,700	693.00	3,950,100
東海染工	1,600	941.00	1,505,600
小松マテーレ	8,500	808.00	6,868,000
ワコールホールディングス	12,000	3,296.00	39,552,000
ホギメディカル	7,800	3,400.00	26,520,000
T S I ホールディングス	19,700	842.00	16,587,400
マツオカコーポレーション	3,200	1,554.00	4,972,800
ワールド	8,300	1,568.00	13,014,400
T I S	64,200	3,180.00	204,156,000
グリー	15,700	533.00	8,368,100
コーエーテクモホールディングス	36,800	1,870.00	68,816,000
三菱総合研究所	2,900	4,650.00	13,485,000
ブレインパッド	6,700	1,022.00	6,847,400
K L a b	20,500	278.00	5,699,000
ポールトゥウィンホールディングス	11,700	512.00	5,990,400
ネクソン	131,200	3,038.00	398,585,600
アイスタイル	17,400	478.00	8,317,200
エムアップホールディングス	7,200	1,049.00	7,552,800
エイチーム	9,100	666.00	6,060,600
エニグモ	17,000	372.00	6,324,000
コロプラ	22,800	592.00	13,497,600
ブロードリーフ	27,900	574.00	16,014,600
デジタルハーツホールディングス	6,100	901.00	5,496,100
メディアドゥ	4,200	1,470.00	6,174,000
じげん	17,100	514.00	8,789,400
ブイキューブ	15,700	369.00	5,793,300
フィックスターズ	6,600	1,206.00	7,959,600
CARTA HOLDINGS	4,600	1,235.00	5,681,000
オブティム	6,700	844.00	5,654,800
セレス	5,900	919.00	5,422,100
SHIFT	3,900	33,610.00	131,079,000
特種東海製紙	3,200	3,555.00	11,376,000

ティーガイア	6,100	1,779.00	10,851,900
テクマトリックス	10,700	1,735.00	18,564,500
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	15,300	2,183.50	33,407,550
GMOペイメントゲートウェイ	11,700	8,114.00	94,933,800
システムリサーチ	2,000	3,460.00	6,920,000
インターネットイニシアティブ	28,100	2,564.00	72,048,400
さくらインターネット	6,600	1,196.00	7,893,600
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,200	2,503.00	5,506,600
SRAホールディングス	3,000	3,545.00	10,635,000
朝日ネット	9,000	615.00	5,535,000
eBASE	8,500	768.00	6,528,000
アバントグループ	7,400	1,471.00	10,885,400
アドソル日進	3,500	1,650.00	5,775,000
フリービット	5,400	1,139.00	6,150,600
コムチュア	8,500	2,018.00	17,153,000
アステリア	8,100	713.00	5,775,300
アイル	2,700	3,960.00	10,692,000
王子ホールディングス	244,300	573.30	140,057,190
日本製紙	33,100	1,291.00	42,732,100
三菱製紙	4,900	528.00	2,587,200
北越コーポレーション	28,800	1,319.00	37,987,200
大王製紙	25,900	1,057.50	27,389,250
阿波製紙	3,900	403.00	1,571,700
マークライNZ	3,200	2,875.00	9,200,000
メディカル・データ・ビジョン	8,200	688.00	5,641,600
gumi	12,700	416.00	5,283,200
テラスカイ	3,700	1,593.00	5,894,100
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	3,500	1,609.00	5,631,500
PR TIMES	3,500	1,723.00	6,030,500
ラクス	27,800	2,605.00	72,419,000
ダブルスタンダード	3,800	1,467.00	5,574,600
オープンドア	7,300	835.00	6,095,500
アカツキ	2,800	2,144.00	6,003,200
Ubicomホールディングス	4,800	1,701.00	8,164,800
カナミックネットワーク	11,700	405.00	4,738,500
レンゴー	53,400	946.70	50,553,780
トーモク	3,400	2,141.00	7,279,400
ザ・パック	4,400	3,160.00	13,904,000
チェンジホールディングス	12,800	1,558.00	19,942,400
オークネット	3,100	1,810.00	5,611,000
マクロミル	11,500	715.00	8,222,500
ユーザーローカル	3,500	1,822.00	6,377,000
マネーフォワード	13,100	4,576.00	59,945,600
レゾナック・ホールディングス	56,700	2,693.50	152,721,450
住友化学	435,300	387.20	168,548,160
住友精化	2,800	4,990.00	13,972,000
日産化学	27,600	5,600.00	154,560,000

ラサ工業	2,700	2,086.00	5,632,200
クレハ	4,300	8,170.00	35,131,000
多木化学	2,300	3,130.00	7,199,000
テイカ	5,100	1,329.00	6,777,900
石原産業	9,700	1,357.00	13,162,900
片倉コープアグリ	1,900	1,140.00	2,166,000
日本曹達	6,900	5,250.00	36,225,000
東ソー	78,300	1,913.00	149,787,900
トクヤマ	18,900	2,356.50	44,537,850
セントラル硝子	6,300	2,670.00	16,821,000
東亜合成	29,400	1,347.00	39,601,800
大阪ソーダ	4,100	9,080.00	37,228,000
関東電化工業	11,300	792.00	8,949,600
デンカ	21,300	2,597.00	55,316,100
イビデン	30,800	7,198.00	221,698,400
信越化学工業	531,900	5,160.00	2,744,604,000
日本カーバイド工業	3,100	1,491.00	4,622,100
プラスアルファ・コンサルティング	3,500	2,727.00	9,544,500
電算システムホールディングス	2,600	2,781.00	7,230,600
堺化学工業	4,500	1,835.00	8,257,500
第一稀元素化学工業	6,400	968.00	6,195,200
エア・ウォーター	55,300	1,953.50	108,028,550
日本酸素ホールディングス	56,900	4,059.00	230,957,100
日本化学工業	2,900	1,978.00	5,736,200
日本パーカライジング	26,100	1,126.00	29,388,600
高压ガス工業	8,500	798.00	6,783,000
四国化成ホールディングス	7,500	1,791.00	13,432,500
ステラ ケミファ	3,200	3,110.00	9,952,000
保土谷化学工業	1,800	3,230.00	5,814,000
日本触媒	8,900	5,305.00	47,214,500
大日精化工業	4,100	2,153.00	8,827,300
カネカ	14,900	3,758.00	55,994,200
協和キリン	70,900	2,441.00	173,066,900
APPIER GROUP	20,100	1,589.00	31,938,900
三菱瓦斯化学	43,800	2,284.00	100,039,200
三井化学	48,400	4,090.00	197,956,000
JSR	63,900	3,946.00	252,149,400
東京応化工業	9,300	9,137.00	84,974,100
大阪有機化学工業	4,900	2,685.00	13,156,500
三菱ケミカルグループ	428,800	957.00	410,361,600
KHネオケム	8,900	2,295.00	20,425,500
ダイセル	75,400	1,422.50	107,256,500
住友ベークライト	8,700	6,858.00	59,664,600
積水化学工業	118,900	2,120.00	252,068,000
日本ゼオン	40,200	1,355.50	54,491,100
アイカ工業	14,800	3,410.00	50,468,000
UBE	27,900	2,317.00	64,644,300
積水樹脂	8,800	2,475.00	21,780,000
タキロンシーアイ	15,000	585.00	8,775,000
旭有機材	3,900	4,125.00	16,087,500

ニチバン	3,200	1,745.00	5,584,000
リケンテクノス	12,600	826.00	10,407,600
大倉工業	2,700	2,730.00	7,371,000
積水化成成品工業	12,300	467.00	5,744,100
群栄化学工業	1,700	3,090.00	5,253,000
ダイキョーニシカワ	12,900	745.00	9,610,500
森六ホールディングス	3,300	2,672.00	8,817,600
恵和	4,200	1,317.00	5,531,400
日本化薬	44,800	1,339.00	59,987,200
カーリットホールディングス	6,300	940.00	5,922,000
CLホールディングス	6,800	822.00	5,589,600
プレステージ・インターナショナル	28,200	666.00	18,781,200
プロトコーポレーション	6,400	1,361.00	8,710,400
ハイマックス	4,000	1,379.00	5,516,000
アミューズ	3,700	1,476.00	5,461,200
野村総合研究所	130,100	4,157.00	540,825,700
ドリームインキュベータ	2,100	3,020.00	6,342,000
サイバネットシステム	7,000	1,092.00	7,644,000
クイック	4,200	2,142.00	8,996,400
電通グループ	59,200	3,942.00	233,366,400
インテージホールディングス	6,600	1,684.00	11,114,400
ぴあ	2,100	3,350.00	7,035,000
イオンファンタジー	2,200	2,665.00	5,863,000
ソースネクスト	31,000	174.00	5,394,000
シーティーエス	8,200	663.00	5,436,600
インフォコム	7,600	2,506.00	19,045,600
メディカルシステムネットワーク	12,200	533.00	6,502,600
日本精化	3,900	2,654.00	10,350,600
扶桑化学工業	6,200	4,090.00	25,358,000
トリケミカル研究所	7,100	3,440.00	24,424,000
シンプレクス・ホールディングス	8,800	2,582.00	22,721,600
HEROZ	3,900	1,395.00	5,440,500
ラクスル	14,100	1,381.00	19,472,100
メルカリ	35,600	3,112.00	110,787,200
ADEKA	20,500	2,823.00	57,871,500
日油	18,100	6,813.00	123,315,300
新日本理化	5,700	190.00	1,083,000
ハリマ化成グループ	6,800	795.00	5,406,000
イーソル	7,900	623.00	4,921,700
ウイングアーク1st	6,100	3,015.00	18,391,500
サーバーワークス	1,800	3,395.00	6,111,000
Sansan	19,200	1,454.00	27,916,800
ギフトィ	5,100	1,767.00	9,011,700
花王	132,600	5,519.00	731,819,400
第一工業製薬	3,300	1,784.00	5,887,200
石原ケミカル	3,300	1,859.00	6,134,700
三洋化成工業	3,600	4,285.00	15,426,000
メドレー	7,900	4,650.00	36,735,000
ベース	2,000	3,570.00	7,140,000
JMDC	10,000	4,600.00	46,000,000

武田薬品工業	519,800	4,190.00	2,177,962,000
アステラス製薬	515,200	1,808.50	931,739,200
住友ファーマ	43,600	480.00	20,928,000
塩野義製薬	74,100	7,097.00	525,887,700
わかもと製薬	3,100	200.00	620,000
日本新薬	15,400	5,367.00	82,651,800
中外製薬	183,900	4,880.00	897,432,000
科研製薬	10,100	3,225.00	32,572,500
エーザイ	71,500	7,721.00	552,051,500
理研ビタミン	5,000	2,293.00	11,465,000
ロート製薬	56,900	3,123.00	177,698,700
小野薬品工業	124,600	2,751.50	342,836,900
久光製薬	13,100	4,540.00	59,474,000
有機合成薬品工業	12,400	282.00	3,496,800
持田製薬	6,700	3,195.00	21,406,500
参天製薬	107,000	1,332.50	142,577,500
扶桑薬品工業	2,800	1,893.00	5,300,400
ツムラ	18,500	2,695.50	49,866,750
テルモ	163,700	4,772.00	781,176,400
H. U. グループホールディングス	17,600	2,569.00	45,214,400
キッセイ薬品工業	9,700	3,005.00	29,148,500
生化学工業	10,000	757.00	7,570,000
栄研化学	11,400	1,584.00	18,057,600
鳥居薬品	3,200	3,615.00	11,568,000
JCRファーマ	19,900	1,270.00	25,273,000
東和薬品	9,000	2,444.00	21,996,000
富士製薬工業	4,700	1,414.00	6,645,800
ゼリア新薬工業	8,200	1,921.00	15,752,200
そーせいグループ	18,900	1,403.00	26,516,700
第一三共	511,700	3,947.00	2,019,679,900
杏林製薬	12,700	1,789.00	22,720,300
ダイト	4,500	1,925.00	8,662,500
大塚ホールディングス	122,200	5,475.00	669,045,000
大正製薬ホールディングス	13,100	5,547.00	72,665,700
ペプチドリーム	28,500	1,261.00	35,938,500
大日本塗料	6,500	941.00	6,116,500
日本ペイントホールディングス	311,500	1,141.00	355,421,500
関西ペイント	57,500	2,361.50	135,786,250
中国塗料	12,000	1,427.00	17,124,000
藤倉化成	12,300	445.00	5,473,500
太陽ホールディングス	10,200	2,955.00	30,141,000
D I C	22,900	2,395.50	54,856,950
サカタインクス	13,000	1,316.00	17,108,000
東洋インキS Cホールディングス	12,800	2,575.00	32,960,000
T&K TOKA	5,600	1,419.00	7,946,400
アルプス技研	5,700	2,686.00	15,310,200
日本空調サービス	7,100	785.00	5,573,500
オリエンタルランド	318,600	5,157.00	1,643,020,200
フォーカスシステムズ	5,600	967.00	5,415,200
ダスキン	13,400	3,171.00	42,491,400

パーク24	37,500	1,753.00	65,737,500
明光ネットワークジャパン	7,800	709.00	5,530,200
ファルコホールディングス	2,700	2,003.00	5,408,100
クレスコ	4,800	1,902.00	9,129,600
フジ・メディア・ホールディングス	56,400	1,466.00	82,682,400
ラウンドワン	56,600	571.00	32,318,600
リゾートトラスト	26,100	2,274.00	59,351,400
オービック	19,600	22,090.00	432,964,000
ジャストシステム	8,400	3,160.00	26,544,000
TDCソフト	5,500	1,931.00	10,620,500
LINEヤフー	836,000	428.00	357,808,000
ビー・エム・エル	7,400	2,934.00	21,711,600
トレンドマイクロ	27,800	7,259.00	201,800,200
IDホールディングス	4,000	1,456.00	5,824,000
リソー教育	30,800	238.00	7,330,400
日本オラクル	11,200	11,185.00	125,272,000
早稲田アカデミー	3,900	1,589.00	6,197,100
アルファシステムズ	2,000	2,823.00	5,646,000
フューチャー	12,500	1,804.00	22,550,000
CAC Holdings	3,100	1,734.00	5,375,400
SBテクノロジー	2,600	2,377.00	6,180,200
ユー・エス・エス	67,500	2,872.00	193,860,000
オービックビジネスコンサルタント	8,300	6,561.00	54,456,300
アイティフォー	7,500	1,056.00	7,920,000
東京個別指導学院	10,900	480.00	5,232,000
サイバーエージェント	133,000	819.70	109,020,100
楽天グループ	515,500	562.00	289,711,000
クリーク・アンド・リバー社	3,000	2,075.00	6,225,000
SBIグローバルアセットマネジメント	11,800	552.00	6,513,600
テー・オー・ダブリュー	17,500	317.00	5,547,500
大塚商会	29,100	5,959.00	173,406,900
サイボウズ	8,100	2,131.00	17,261,100
山田コンサルティンググループ	3,500	1,682.00	5,887,000
セントラルスポーツ	2,300	2,417.00	5,559,100
電通国際情報サービス	7,100	4,625.00	32,837,500
ACCESS	7,400	813.00	6,016,200
デジタルガレージ	9,400	3,120.00	29,328,000
イーエムシステムズ	9,800	671.00	6,575,800
ウェザーニューズ	1,800	5,880.00	10,584,000
CIJ	10,300	611.00	6,293,300
WOWOW	5,000	1,048.00	5,240,000
スカラ	7,200	742.00	5,342,400
フルキャストホールディングス	5,700	1,985.00	11,314,500
エン・ジャパン	9,800	2,287.00	22,412,600
あすか製薬ホールディングス	6,000	1,785.00	10,710,000
サワイグループホールディングス	13,500	4,931.00	66,568,500
富士フイルムホールディングス	109,000	8,698.00	948,082,000
コニカミノルタ	132,100	470.40	62,139,840
資生堂	122,600	4,320.00	529,632,000

ライオン	76,900	1,341.00	103,122,900
高砂香料工業	4,400	3,400.00	14,960,000
マンダム	12,700	1,271.00	16,141,700
ミルボン	8,000	3,919.00	31,352,000
ファンケル	25,700	2,312.50	59,431,250
コーセー	11,900	10,570.00	125,783,000
コタ	5,400	1,570.00	8,478,000
ポーラ・オルビスホールディングス	30,100	1,539.50	46,338,950
ノエビアホールディングス	5,200	5,120.00	26,624,000
アジュバンホールディングス	3,300	922.00	3,042,600
新日本製薬	3,700	1,559.00	5,768,300
エスター	4,500	1,491.00	6,709,500
アグロ カネショウ	4,100	1,325.00	5,432,500
コニシ	9,800	2,479.00	24,294,200
長谷川香料	11,200	3,270.00	36,624,000
小林製薬	17,100	6,787.00	116,057,700
荒川化学工業	5,400	1,010.00	5,454,000
メック	4,800	4,050.00	19,440,000
日本高純度化学	2,100	2,532.00	5,317,200
タカラバイオ	15,800	1,201.00	18,975,800
JCU	6,600	3,720.00	24,552,000
新田ゼラチン	500	795.00	397,500
OATアグリオ	2,900	1,929.00	5,594,100
デクセリアルズ	14,700	4,342.00	63,827,400
アース製薬	5,300	4,785.00	25,360,500
北興化学工業	5,900	932.00	5,498,800
大成ラミック	1,800	2,943.00	5,297,400
クミアイ化学工業	23,300	1,102.00	25,676,600
日本農薬	10,800	594.00	6,415,200
ニチレキ	7,700	2,300.00	17,710,000
ユシロ化学工業	3,700	1,653.00	6,116,100
富士石油	17,400	350.00	6,090,000
出光興産	65,300	4,120.00	269,036,000
ENEOSホールディングス	929,800	596.50	554,625,700
コスモエネルギーホールディングス	17,500	5,785.00	101,237,500
ANYCOLOR	2,100	3,745.00	7,864,500
テスホールディングス	12,400	445.00	5,518,000
インフロンア・ホールディングス	66,200	1,612.00	106,714,400
横浜ゴム	29,700	3,113.00	92,456,100
TOYO TIRE	33,700	2,418.50	81,503,450
ブリヂストン	171,900	5,925.00	1,018,507,500
住友ゴム工業	57,600	1,655.00	95,328,000
藤倉コンポジット	4,700	1,328.00	6,241,600
オカモト	2,800	5,360.00	15,008,000
アキレス	3,700	1,574.00	5,823,800
フコク	2,600	1,315.00	3,419,000
ニッタ	6,000	3,605.00	21,630,000
住友理工	9,100	1,009.00	9,181,900
三ツ星ベルト	7,100	4,375.00	31,062,500
バンドー化学	8,700	1,535.00	13,354,500

AGC	54,800	5,387.00	295,207,600
日本板硝子	28,000	637.00	17,836,000
有沢製作所	10,300	1,048.00	10,794,400
日本電気硝子	24,000	3,051.00	73,224,000
オハラ	4,200	1,290.00	5,418,000
住友大阪セメント	9,800	3,562.00	34,907,600
太平洋セメント	34,700	2,750.00	95,425,000
日本ヒューム	6,200	906.00	5,617,200
日本コンクリート工業	17,700	328.00	5,805,600
三谷セキサン	2,500	4,325.00	10,812,500
アジアパイルホールディングス	8,300	682.00	5,660,600
東海カーボン	54,200	1,087.50	58,942,500
日本カーボン	3,100	4,585.00	14,213,500
東洋炭素	4,100	4,410.00	18,081,000
ノリタケカンパニーリミテド	3,300	6,580.00	21,714,000
TOTO	38,800	3,910.00	151,708,000
日本碍子	68,300	1,789.50	122,222,850
日本特殊陶業	49,200	3,357.00	165,164,400
MARUWA	2,200	28,200.00	62,040,000
品川リフラクトリーズ	7,200	1,647.00	11,858,400
黒崎播磨	1,200	9,940.00	11,928,000
ヨータイ	3,800	1,424.00	5,411,200
ニッカトー	3,400	560.00	1,904,000
フジインコーポレーテッド	15,800	3,015.00	47,637,000
クニミネ工業	900	993.00	893,700
ニチアス	14,800	3,045.00	45,066,000
日本製鉄	270,500	3,401.00	919,970,500
神戸製鋼所	121,500	1,740.50	211,470,750
中山製鋼所	13,800	818.00	11,288,400
合同製鉄	3,400	4,320.00	14,688,000
JFEホールディングス	168,000	2,228.00	374,304,000
東京製鉄	17,000	1,794.00	30,498,000
共英製鋼	6,900	2,038.00	14,062,200
大和工業	11,400	7,314.00	83,379,600
東京鐵鋼	2,700	3,775.00	10,192,500
大阪製鉄	3,100	1,896.00	5,877,600
淀川製鋼所	6,900	3,740.00	25,806,000
中部鋼鈹	4,000	1,947.00	7,788,000
丸一鋼管	18,400	3,796.00	69,846,400
大同特殊鋼	7,600	6,337.00	48,161,200
日本冶金工業	4,400	4,125.00	18,150,000
山陽特殊製鋼	6,000	2,562.00	15,372,000
愛知製鋼	3,500	3,395.00	11,882,500
大平洋金属	5,100	1,333.00	6,798,300
新日本電工	30,000	296.00	8,880,000
栗本鐵工所	2,800	3,195.00	8,946,000
日本製鋼所	16,300	2,576.00	41,988,800
三菱製鋼	4,500	1,470.00	6,615,000
日亜鋼業	10,400	305.00	3,172,000
日本精線	1,100	4,700.00	5,170,000

エンビプロ・ホールディングス	8,400	650.00	5,460,000
大紀アルミニウム工業所	7,600	1,196.00	9,089,600
日本軽金属ホールディングス	17,600	1,673.00	29,444,800
三井金属鉱業	17,600	4,282.00	75,363,200
東邦亜鉛	3,900	1,193.00	4,652,700
三菱マテリアル	43,200	2,431.50	105,040,800
住友金属鉱山	70,000	4,365.00	305,550,000
DOWAホールディングス	14,900	5,121.00	76,302,900
古河機械金属	8,000	1,945.00	15,560,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	10,500	3,005.00	31,552,500
東邦チタニウム	12,500	1,916.00	23,950,000
UACJ	8,500	3,160.00	26,860,000
CKサンエツ	1,500	3,615.00	5,422,500
古河電気工業	20,100	2,391.50	48,069,150
住友電気工業	226,000	1,828.00	413,128,000
フジクラ	71,300	1,126.00	80,283,800
SWCC	6,800	2,614.00	17,775,200
タツタ電線	10,800	685.00	7,398,000
平河ヒューテック	3,900	1,382.00	5,389,800
いよぎんホールディングス	68,600	964.70	66,178,420
しずおかフィナンシャルグループ	128,100	1,219.00	156,153,900
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	48,600	1,113.50	54,116,100
楽天銀行	20,100	2,613.00	52,521,300
京都フィナンシャルグループ	18,300	8,680.00	158,844,000
リョービ	6,400	3,125.00	20,000,000
アーレスティ	5,200	823.00	4,279,600
AREホールディングス	22,700	1,929.00	43,788,300
東洋製罐グループホールディングス	36,000	2,373.50	85,446,000
ホッカインホールディングス	3,400	1,592.00	5,412,800
コロナ	5,900	897.00	5,292,300
横河ブリッジホールディングス	9,500	2,617.00	24,861,500
三和ホールディングス	60,700	2,064.00	125,284,800
文化シャッター	15,800	1,358.00	21,456,400
三協立山	6,900	830.00	5,727,000
アルインコ	5,700	1,005.00	5,728,500
LIXIL	94,300	1,782.00	168,042,600
日本フィルコン	3,000	484.00	1,452,000
ノーリツ	10,000	1,520.00	15,200,000
長府製作所	6,000	2,062.00	12,372,000
リンナイ	29,600	2,984.50	88,341,200
ユニプレス	10,500	951.00	9,985,500
日東精工	9,300	559.00	5,198,700
三洋工業	400	2,215.00	886,000
岡部	10,800	695.00	7,506,000
ジーテクト	7,700	1,723.00	13,267,100
東プレ	10,600	1,893.00	20,065,800
高周波熱錬	9,300	984.00	9,151,200
東京製綱	4,000	1,373.00	5,492,000
サンコール	11,000	469.00	5,159,000
モリテックスチール	7,100	301.00	2,137,100

パイオラックス	7,500	2,281.00	17,107,500
エイチワン	6,900	750.00	5,175,000
日本発条	53,400	1,116.50	59,621,100
中央発條	7,300	711.00	5,190,300
三浦工業	24,700	2,843.50	70,234,450
タクマ	20,000	1,562.00	31,240,000
テクノプロ・ホールディングス	35,600	3,427.00	122,001,200
アイ・アールジャパンホールディングス	4,000	1,510.00	6,040,000
Ke e P e r 技研	3,700	5,870.00	21,719,000
イー・ガーディアン	3,400	1,551.00	5,273,400
ジャパンマテリアル	18,400	2,260.00	41,584,000
ベクトル	7,400	1,117.00	8,265,800
チャーム・ケア・コーポレーション	5,000	1,192.00	5,960,000
キャリアリンク	2,200	2,132.00	4,690,400
I B J	8,600	712.00	6,123,200
アサンテ	3,400	1,580.00	5,372,000
バリューHR	5,300	1,405.00	7,446,500
M&Aキャピタルパートナーズ	4,900	2,152.00	10,544,800
ライドオンエクスプレスホールディングス	5,300	1,022.00	5,416,600
シグマクシス・ホールディングス	8,100	1,310.00	10,611,000
ウィルグループ	5,000	1,092.00	5,460,000
メドピア	6,000	774.00	4,644,000
リクルートホールディングス	445,600	5,118.00	2,280,580,800
エラン	8,000	946.00	7,568,000
ツガミ	13,100	1,205.00	15,785,500
オークマ	5,200	6,291.00	32,713,200
芝浦機械	5,900	3,525.00	20,797,500
アマダ	94,400	1,457.50	137,588,000
アイダエンジニアリング	13,700	887.00	12,151,900
F U J I	27,800	2,418.00	67,220,400
牧野フライス製作所	6,500	5,770.00	37,505,000
オーエスジー	26,100	1,792.50	46,784,250
ダイジェット工業	2,000	884.00	1,768,000
旭ダイヤモンド工業	14,200	897.00	12,737,400
DMG森精機	35,900	2,663.50	95,619,650
ソディック	14,400	776.00	11,174,400
ディスコ	28,500	31,730.00	904,305,000
日東工器	2,900	1,802.00	5,225,800
日進工具	5,500	1,019.00	5,604,500
パンチ工業	3,300	422.00	1,392,600
日本郵政	707,400	1,314.00	929,523,600
ベルシステム24ホールディングス	6,500	1,645.00	10,692,500
鎌倉新書	9,400	590.00	5,546,000
エアトリ	4,400	1,819.00	8,003,600
アトラエ	4,200	788.00	3,309,600
ストライク	2,500	3,810.00	9,525,000
ソラスト	16,600	590.00	9,794,000
インソース	13,100	985.00	12,903,500

豊田自動織機	49,900	12,015.00	599,548,500
リケンNPR	6,400	2,033.00	13,011,200
東洋機械金属	4,900	644.00	3,155,600
エンシュウ	4,500	672.00	3,024,000
島精機製作所	9,400	1,639.00	15,406,600
オプトラン	9,700	1,625.00	15,762,500
NCホールディングス	2,200	1,830.00	4,026,000
イワキ	3,900	1,975.00	7,702,500
フリー	5,600	1,275.00	7,140,000
ヤマシンフィルタ	17,900	322.00	5,763,800
日阪製作所	6,500	926.00	6,019,000
やまびこ	9,700	1,433.00	13,900,100
野村マイクロ・サイエンス	2,000	10,300.00	20,600,000
平田機工	2,800	6,310.00	17,668,000
PEGASUS	10,600	484.00	5,130,400
マルマエ	4,000	1,577.00	6,308,000
タツモ	3,600	3,820.00	13,752,000
ナブテスコ	37,100	2,708.50	100,485,350
三井海洋開発	7,500	2,004.00	15,030,000
レオン自動機	6,800	1,491.00	10,138,800
SMC	17,700	75,570.00	1,337,589,000
ホソカワミクロン	3,800	4,250.00	16,150,000
ユニオンツール	2,600	3,510.00	9,126,000
オイレス工業	8,000	1,936.00	15,488,000
日精エー・エス・ビー機械	2,400	5,040.00	12,096,000
サトーホールディングス	8,400	2,000.00	16,800,000
技研製作所	5,600	1,809.00	10,130,400
日本エアータック	4,000	1,394.00	5,576,000
カワタ	3,900	1,085.00	4,231,500
日精樹脂工業	5,200	1,064.00	5,532,800
ワイエイシイホールディングス	2,300	2,593.00	5,963,900
小松製作所	277,200	3,829.00	1,061,398,800
住友重機械工業	35,000	3,444.00	120,540,000
日立建機	23,600	4,025.00	94,990,000
日工	8,800	665.00	5,852,000
巴工業	2,300	2,835.00	6,520,500
井関農機	5,500	1,097.00	6,033,500
TOWA	6,600	6,660.00	43,956,000
北川鉄工所	3,800	1,281.00	4,867,800
シンニッタン	14,300	246.00	3,517,800
ローツェ	3,100	13,880.00	43,028,000
クボタ	310,400	2,129.50	660,996,800
荏原実業	3,100	2,817.00	8,732,700
三菱化工機	2,100	3,050.00	6,405,000
月島ホールディングス	8,000	1,294.00	10,352,000
帝国電機製作所	4,200	2,734.00	11,482,800
新東工業	12,000	1,099.00	13,188,000
澁谷工業	5,500	2,500.00	13,750,000
アイチコーポレーション	8,200	898.00	7,363,600
小森コーポレーション	14,900	1,167.00	17,388,300

鶴見製作所	4,500	3,790.00	17,055,000
荏原製作所	24,300	8,253.00	200,547,900
西島製作所	5,100	2,030.00	10,353,000
北越工業	5,900	2,046.00	12,071,400
ダイキン工業	70,600	23,850.00	1,683,810,000
オルガノ	7,100	5,630.00	39,973,000
トーヨーカネツ	2,200	3,485.00	7,667,000
栗田工業	33,100	4,960.00	164,176,000
椿本チエイン	8,400	3,640.00	30,576,000
大同工業	3,900	723.00	2,819,700
日機装	13,600	962.00	13,083,200
木村化工機	7,700	724.00	5,574,800
レイズネクスト	8,300	1,356.00	11,254,800
アネスト岩田	9,100	1,085.00	9,873,500
ダイフク	99,800	2,728.00	272,254,400
サムコ	1,600	4,960.00	7,936,000
タダノ	34,000	1,190.00	40,460,000
フジテック	13,800	3,432.00	47,361,600
CKD	16,400	2,188.00	35,883,200
平和	17,500	2,019.00	35,332,500
理想科学工業	4,700	2,650.00	12,455,000
SANKYO	14,500	6,068.00	87,986,000
日本金銭機械	7,100	1,154.00	8,193,400
マースグループホールディングス	3,000	2,360.00	7,080,000
フクシマガリレイ	3,900	5,000.00	19,500,000
ダイコク電機	2,900	3,550.00	10,295,000
竹内製作所	10,700	4,350.00	46,545,000
アマノ	16,800	3,126.00	52,516,800
JUKI	9,200	521.00	4,793,200
ジャノメ	7,500	675.00	5,062,500
ブラザー工業	79,000	2,439.50	192,720,500
マックス	8,300	2,856.00	23,704,800
モリタホールディングス	10,300	1,511.00	15,563,300
グローリー	14,200	2,711.00	38,496,200
新晃工業	6,000	2,395.00	14,370,000
大和冷機工業	9,100	1,383.00	12,585,300
セガサミーホールディングス	52,800	2,222.00	117,321,600
T P R	7,500	1,736.00	13,020,000
ツバキ・ナカシマ	11,800	752.00	8,873,600
ホシザキ	34,900	4,719.00	164,693,100
大豊工業	6,600	834.00	5,504,400
日本精工	109,500	791.80	86,702,100
NTN	128,300	283.20	36,334,560
ジェイテクト	52,600	1,342.00	70,589,200
不二越	4,400	3,860.00	16,984,000
ミネベアミツミ	102,900	2,826.00	290,795,400
日本トムソン	16,100	552.00	8,887,200
THK	34,100	2,958.00	100,867,800
ユーシン精機	8,200	664.00	5,444,800
前澤給装工業	4,500	1,285.00	5,782,500

イーグル工業	6,500	1,639.00	10,653,500
日本ピラー工業	5,500	4,395.00	24,172,500
キット	19,800	1,114.00	22,057,200
日立製作所	287,600	10,215.00	2,937,834,000
東芝	47,500	4,600.00	218,500,000
三菱電機	658,300	2,052.50	1,351,160,750
富士電機	36,000	6,049.00	217,764,000
安川電機	64,200	5,612.00	360,290,400
シンフォニア テクノロジー	6,500	1,948.00	12,662,000
明電舎	11,000	2,395.00	26,345,000
オリジン	1,600	1,175.00	1,880,000
山洋電気	2,600	5,760.00	14,976,000
デンヨー	4,500	2,245.00	10,102,500
PHCホールディングス	11,000	1,405.00	15,455,000
ソシオネクスト	8,600	14,590.00	125,474,000
ベイカレント・コンサルティング	44,200	4,645.00	205,309,000
Orchestra Holdings	5,800	940.00	5,452,000
アイモバイル	11,700	470.00	5,499,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	19,500	2,292.00	44,694,000
ミダックホールディングス	3,600	1,815.00	6,534,000
キュービーネットホールディングス	3,300	1,558.00	5,141,400
RPAホールディングス	18,800	283.00	5,320,400
三櫻工業	8,900	906.00	8,063,400
マキタ	67,400	3,922.00	264,342,800
東芝テック	7,600	2,950.00	22,420,000
芝浦メカトロニクス	3,400	7,250.00	24,650,000
マブチモーター	14,700	4,520.00	66,444,000
ニデック	130,600	5,789.00	756,043,400
トレックス・セミコンダクター	3,000	1,771.00	5,313,000
東光高岳	3,600	2,001.00	7,203,600
ダブル・スコープ	16,900	970.00	16,393,000
ダイヘン	5,900	5,500.00	32,450,000
ヤーマン	10,200	1,053.00	10,740,600
JVCケンウッド	46,700	686.00	32,036,200
IPEX	4,100	1,660.00	6,806,000
大崎電気工業	12,900	621.00	8,010,900
オムロン	45,200	6,140.00	277,528,000
日東工業	8,000	3,400.00	27,200,000
IDEC	8,700	2,824.00	24,568,800
不二電機工業	300	1,121.00	336,300
ジーエス・ユアサ コーポレーション	19,400	2,490.00	48,306,000
メルコホールディングス	1,900	3,305.00	6,279,500
テクノメディア	2,400	2,525.00	6,060,000
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	6,600	742.00	4,897,200
日本電気	77,700	8,263.00	642,035,100
富士通	54,400	20,600.00	1,120,640,000
沖電気工業	26,700	977.00	26,085,900

電気興業	2,600	2,287.00	5,946,200
サンケン電気	5,500	7,252.00	39,886,000
アイホン	3,200	2,769.00	8,860,800
ルネサスエレクトロニクス	386,000	2,418.00	933,348,000
セイコーエプソン	75,900	2,152.50	163,374,750
ワコム	44,900	706.00	31,699,400
アルバック	14,100	6,368.00	89,788,800
E I Z O	4,300	4,645.00	19,973,500
ジャパンディスプレイ	254,900	36.00	9,176,400
日本信号	13,500	948.00	12,798,000
京三製作所	12,400	477.00	5,914,800
能美防災	8,000	1,852.00	14,816,000
ホーチキ	4,400	1,680.00	7,392,000
エレコム	14,100	1,628.00	22,954,800
パナソニック ホールディングス	698,700	1,571.50	1,098,007,050
シャープ	99,700	1,029.50	102,641,150
アンリツ	41,700	1,233.00	51,416,100
富士通ゼネラル	16,800	2,796.50	46,981,200
ソニーグループ	414,200	12,930.00	5,355,606,000
T D K	93,600	6,505.00	608,868,000
帝国通信工業	3,000	1,948.00	5,844,000
タムラ製作所	23,600	564.00	13,310,400
アルプスアルパイン	52,800	1,212.00	63,993,600
日本電波工業	7,100	1,214.00	8,619,400
鈴木	4,800	1,122.00	5,385,600
メイコー	5,900	4,195.00	24,750,500
ローランド ディー. ジー.	3,200	3,490.00	11,168,000
フォスター電機	6,100	1,145.00	6,984,500
SMK	2,200	2,421.00	5,326,200
ヨコオ	5,200	1,505.00	7,826,000
ホシデン	13,400	1,722.00	23,074,800
ヒロセ電機	8,700	16,135.00	140,374,500
日本航空電子工業	14,100	2,761.00	38,930,100
T O A	6,700	1,012.00	6,780,400
マクセル	13,100	1,641.00	21,497,100
古野電気	7,700	1,687.00	12,989,900
スミダコーポレーション	7,900	1,180.00	9,322,000
アイコム	2,300	3,195.00	7,348,500
リオン	2,400	2,171.00	5,210,400
横河電機	64,700	2,799.00	181,095,300
新電元工業	2,300	2,963.00	6,814,900
アズビル	40,900	4,927.00	201,514,300
日本光電工業	25,100	3,687.00	92,543,700
チノー	2,700	2,115.00	5,710,500
共和電業	11,800	402.00	4,743,600
日本電子材料	3,900	1,477.00	5,760,300
堀場製作所	11,200	9,237.00	103,454,400
アドバンテスト	167,800	4,644.00	779,263,200
エスベック	4,700	2,274.00	10,687,800
キーエンス	58,600	62,280.00	3,649,608,000

日置電機	2,800	6,560.00	18,368,000
シスメックス	50,500	7,786.00	393,193,000
日本マイクロニクス	10,500	3,695.00	38,797,500
メガチップス	4,600	3,740.00	17,204,000
OBARA GROUP	3,200	3,660.00	11,712,000
澤藤電機	3,300	1,238.00	4,085,400
デンソー	483,100	2,462.00	1,189,392,200
原田工業	4,500	779.00	3,505,500
コーセル	7,000	1,181.00	8,267,000
イリソ電子工業	5,400	3,880.00	20,952,000
オブテックスグループ	10,700	1,761.00	18,842,700
千代田インテグレ	2,300	2,922.00	6,720,600
レーザーテック	26,800	31,060.00	832,408,000
スタンレー電気	37,500	2,707.00	101,512,500
ウシオ電機	29,700	1,915.50	56,890,350
岡谷電機産業	100	275.00	27,500
日本セラミック	4,800	2,756.00	13,228,800
古河電池	6,000	910.00	5,460,000
山一電機	5,300	1,843.00	9,767,900
図研	5,100	4,005.00	20,425,500
日本電子	14,700	5,655.00	83,128,500
カシオ計算機	42,300	1,252.50	52,980,750
ファナック	285,500	4,044.00	1,154,562,000
日本シイエムケイ	12,400	709.00	8,791,600
エンプラス	1,700	11,040.00	18,768,000
大真空	8,700	735.00	6,394,500
ローム	108,300	2,664.00	288,511,200
浜松ホトニクス	47,000	5,868.00	275,796,000
三井ハイテック	5,200	7,145.00	37,154,000
新光電気工業	20,700	5,350.00	110,745,000
京セラ	91,000	8,015.00	729,365,000
太陽誘電	28,500	3,807.00	108,499,500
村田製作所	532,800	2,870.00	1,529,136,000
双葉電子工業	11,100	520.00	5,772,000
日東電工	37,700	10,615.00	400,185,500
北陸電気工業	2,800	1,342.00	3,757,600
東海理化電機製作所	16,500	2,389.00	39,418,500
ニチコン	15,400	1,389.00	21,390,600
日本ケミコン	6,200	1,288.00	7,985,600
KOA	8,900	1,532.00	13,634,800
三井E&S	28,000	511.00	14,308,000
日立造船	52,200	861.00	44,944,200
三菱重工業	103,400	8,488.00	877,659,200
川崎重工業	47,800	3,332.00	159,269,600
IHI	44,000	2,865.50	126,082,000
名村造船所	12,800	1,133.00	14,502,400
マネジメントソリューションズ	2,600	2,936.00	7,633,600
プロレド・パートナーズ	13,500	374.00	5,049,000
アンビスホールディングス	6,400	2,806.00	17,958,400
カーブスホールディングス	16,400	640.00	10,496,000

フォーラムエンジニアリング	4,100	1,511.00	6,195,100
日本車輛製造	2,700	2,091.00	5,645,700
三菱ロジスネクスト	9,300	1,234.00	11,476,200
フルサト・マルカホールディングス	5,500	2,769.00	15,229,500
ヤマエグループホールディングス	3,500	3,590.00	12,565,000
F P G	19,500	1,511.00	29,464,500
島根銀行	6,000	526.00	3,156,000
じもとホールディングス	3,600	577.00	2,077,200
全国保証	15,100	4,804.00	72,540,400
めぶきフィナンシャルグループ	286,200	449.00	128,503,800
ジャパンインベストメントアドバイ ザー	4,700	1,583.00	7,440,100
東京きらぼしフィナンシャルグループ	7,400	4,240.00	31,376,000
九州フィナンシャルグループ	111,600	824.20	91,980,720
かんぽ生命保険	58,800	2,824.00	166,051,200
ゆうちょ銀行	633,700	1,472.00	932,806,400
富山第一銀行	18,300	894.00	16,360,200
コンコルディア・フィナンシャルグ ループ	309,400	686.50	212,403,100
ジェイリース	2,900	1,806.00	5,237,400
西日本フィナンシャルホールディング ス	32,500	1,646.00	53,495,000
イントラスト	1,800	803.00	1,445,400
アルヒ	6,600	811.00	5,352,600
プレミアグループ	9,700	1,663.00	16,131,100
日産自動車	831,800	596.20	495,919,160
いすゞ自動車	170,200	1,892.50	322,103,500
トヨタ自動車	3,215,300	2,780.00	8,938,534,000
日野自動車	88,100	486.80	42,887,080
三菱自動車工業	228,400	494.80	113,012,320
エフテック	1,400	629.00	880,600
武蔵精密工業	14,300	1,602.00	22,908,600
日産車体	6,900	798.00	5,506,200
新明和工業	16,900	1,191.00	20,127,900
極東開発工業	9,700	1,881.00	18,245,700
トビー工業	4,700	2,715.00	12,760,500
ティラド	2,500	3,160.00	7,900,000
タチエス	10,800	1,657.00	17,895,600
NOK	22,700	1,879.50	42,664,650
フタバ産業	15,700	754.00	11,837,800
カヤバ	5,600	4,460.00	24,976,000
市光工業	10,500	519.00	5,449,500
大同メタル工業	11,400	556.00	6,338,400
プレス工業	23,400	610.00	14,274,000
ミクニ	3,600	438.00	1,576,800
太平洋工業	13,400	1,378.00	18,465,200
アイシン	45,200	5,543.00	250,543,600
マツダ	193,700	1,678.00	325,028,600
今仙電機製作所	2,500	583.00	1,457,500
本田技研工業	1,428,000	1,564.50	2,234,106,000

スズキ	107,500	6,124.00	658,330,000
SUBARU	185,300	2,673.50	495,399,550
ヤマハ発動機	84,400	3,662.00	309,072,800
小糸製作所	63,400	2,303.50	146,041,900
エクセディ	9,600	2,524.00	24,230,400
ミツバ	11,000	852.00	9,372,000
豊田合成	17,100	2,988.50	51,103,350
愛三工業	9,700	1,261.00	12,231,700
盟和産業	4,600	976.00	4,489,600
ヨロズ	6,100	894.00	5,453,400
エフ・シー・シー	10,400	1,792.00	18,636,800
シマノ	23,800	22,445.00	534,191,000
テイ・エス テック	20,800	1,758.00	36,566,400
三十三フィナンシャルグループ	5,200	1,862.00	9,682,400
第四北越フィナンシャルグループ	9,100	3,890.00	35,399,000
ひろぎんホールディングス	82,100	929.60	76,320,160
マーキュリアホールディングス	1,400	749.00	1,048,600
おきなわフィナンシャルグループ	4,900	2,402.00	11,769,800
ダイレクトマーケティングミックス	14,100	459.00	6,471,900
ポピンズ	4,500	1,376.00	6,192,000
LITALICO	4,700	2,083.00	9,790,100
十六フィナンシャルグループ	7,500	3,840.00	28,800,000
北國フィナンシャルホールディングス	6,100	4,650.00	28,365,000
ネットプロテクションズホールディングス	20,700	276.00	5,713,200
プロクレアホールディングス	6,600	1,921.00	12,678,600
あいちフィナンシャルグループ	8,900	2,370.00	21,093,000
ジャムコ	3,700	1,469.00	5,435,300
小野建	6,100	1,658.00	10,113,800
はるやまホールディングス	5,300	522.00	2,766,600
南陽	1,400	2,036.00	2,850,400
ノジマ	18,000	1,401.00	25,218,000
佐島電機	3,000	1,893.00	5,679,000
カップ・クリエイト	9,700	1,626.00	15,772,200
伯東	3,500	5,250.00	18,375,000
コンドーテック	4,900	1,136.00	5,566,400
中山福	13,500	351.00	4,738,500
ライトオン	6,600	457.00	3,016,200
ナガイレーベン	7,800	2,255.00	17,589,000
三菱食品	5,700	4,545.00	25,906,500
良品計画	67,600	2,084.00	140,878,400
松田産業	4,700	2,455.00	11,538,500
第一興商	24,000	2,192.50	52,620,000
メディバルホールディングス	64,200	2,341.50	150,324,300
アドヴァングループ	5,900	1,016.00	5,994,400
SPK	2,900	1,853.00	5,373,700
萩原電気ホールディングス	2,600	4,575.00	11,895,000
アルビス	2,200	2,521.00	5,546,200
アズワン	9,700	5,038.00	48,868,600
スズデン	2,500	2,187.00	5,467,500

シモジマ	4,800	1,221.00	5,860,800
ドウシシャ	5,700	2,097.00	11,952,900
小津産業	2,300	1,582.00	3,638,600
高速	3,700	1,965.00	7,270,500
ハウス オブ ローゼ	2,800	1,603.00	4,488,400
G-7ホールディングス	6,800	1,175.00	7,990,000
イオン北海道	18,300	890.00	16,287,000
コジマ	10,200	662.00	6,752,400
ヒマラヤ	400	920.00	368,000
コーナン商事	7,600	3,720.00	28,272,000
ネットワンシステムズ	23,700	2,065.00	48,940,500
エコス	2,500	2,186.00	5,465,000
ワタミ	6,500	1,008.00	6,552,000
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	125,100	3,394.00	424,589,400
丸文	5,500	1,347.00	7,408,500
西松屋チェーン	12,200	1,903.00	23,216,600
ゼンショーホールディングス	30,500	8,817.00	268,918,500
ハピネット	5,300	2,393.00	12,682,900
橋本総業ホールディングス	4,500	1,160.00	5,220,000
日本ライフライン	18,200	1,111.00	20,220,200
サイゼリヤ	9,200	5,680.00	52,256,000
VTホールディングス	23,500	516.00	12,126,000
アルゴグラフィックス	5,400	3,455.00	18,657,000
魚力	2,500	2,182.00	5,455,000
I DOM	16,400	899.00	14,743,600
日本エム・ディ・エム	7,600	691.00	5,251,600
フジ・コーポレーション	3,100	1,656.00	5,133,600
ユナイテッドアローズ	7,300	1,786.00	13,037,800
進和	3,800	2,358.00	8,960,400
ダイトロン	2,400	2,850.00	6,840,000
ハイデイ日高	9,200	2,709.00	24,922,800
シークス	8,800	1,473.00	12,962,400
コロワイド	26,600	2,320.50	61,725,300
田中商事	7,100	702.00	4,984,200
オーハシテクニカ	3,300	1,729.00	5,705,700
壺番屋	4,900	5,320.00	26,068,000
白銅	2,500	2,232.00	5,580,000
スギホールディングス	12,500	6,358.00	79,475,000
薬王堂ホールディングス	3,000	2,733.00	8,199,000
島津製作所	77,800	3,785.00	294,473,000
JMS	10,300	516.00	5,314,800
長野計器	4,300	2,074.00	8,918,200
ブイ・テクノロジー	3,100	2,218.00	6,875,800
スター精密	11,000	1,800.00	19,800,000
東京計器	4,500	1,628.00	7,326,000
愛知時計電機	2,600	2,294.00	5,964,400
インターアクション	5,400	996.00	5,378,400
東京精密	12,000	8,820.00	105,840,000
マニー	23,400	2,154.00	50,403,600

ニコン	84,700	1,442.00	122,137,400
トプコン	28,500	1,535.50	43,761,750
オリンパス	360,400	2,178.50	785,131,400
理研計器	4,100	6,130.00	25,133,000
SCREENホールディングス	20,000	9,508.00	190,160,000
キヤノン電子	6,500	1,913.00	12,434,500
タムロン	3,600	4,305.00	15,498,000
HOYA	116,300	16,580.00	1,928,254,000
ノーリツ鋼機	5,500	3,085.00	16,967,500
A&Dホロンホールディングス	8,500	1,850.00	15,725,000
朝日インテック	65,400	2,862.50	187,207,500
キヤノン	292,100	3,693.00	1,078,725,300
リコー	146,800	1,179.00	173,077,200
シチズン時計	53,900	864.00	46,569,600
メニコン	20,100	2,083.50	41,878,350
スノーピーク	8,400	1,003.00	8,425,200
パラマウントベッドホールディングス	12,200	2,679.00	32,683,800
トランザクション	3,900	2,054.00	8,010,600
ニホンフラッシュ	6,200	911.00	5,648,200
前田工織	4,900	3,090.00	15,141,000
アートネイチャー	6,700	787.00	5,272,900
バンダイナムコホールディングス	160,400	3,021.00	484,568,400
SHOEI	13,200	1,916.00	25,291,200
フランスベッドホールディングス	7,600	1,245.00	9,462,000
マーベラス	9,500	686.00	6,517,000
パイロットコーポレーション	8,200	4,508.00	36,965,600
萩原工業	3,900	1,611.00	6,282,900
エイベックス	10,000	1,341.00	13,410,000
フジシールインターナショナル	11,900	1,681.00	20,003,900
タカラトミー	26,600	2,042.00	54,317,200
広済堂ホールディングス	2,600	3,290.00	8,554,000
レック	7,500	908.00	6,810,000
プロネクス	6,100	1,148.00	7,002,800
大建工業	1,600	2,995.00	4,792,000
きもと	5,500	187.00	1,028,500
TOPPANホールディングス	72,000	3,296.00	237,312,000
大日本印刷	64,000	4,002.00	256,128,000
共同印刷	1,700	3,665.00	6,230,500
NISSHA	10,000	1,477.00	14,770,000
藤森工業	4,600	3,805.00	17,503,000
TAKARA & COMPANY	3,700	2,391.00	8,846,700
前澤化成工業	3,800	1,560.00	5,928,000
未来工業	2,100	3,325.00	6,982,500
アシックス	49,900	5,428.00	270,857,200
ツツミ	2,300	2,135.00	4,910,500
JSP	4,100	1,769.00	7,252,900
ニチハ	7,400	2,774.00	20,527,600
ローランド	4,300	4,430.00	19,049,000
エフピコ	11,100	2,819.50	31,296,450
小松ウオール工業	2,400	2,831.00	6,794,400

ヤマハ	36,900	3,469.00	128,006,100
河合楽器製作所	1,800	3,175.00	5,715,000
クリナップ	7,800	672.00	5,241,600
ピジョン	37,300	1,637.00	61,060,100
天馬	4,300	2,376.00	10,216,800
キングジム	6,100	870.00	5,307,000
象印マホービン	15,900	1,523.00	24,215,700
リンテック	11,800	2,445.00	28,851,000
信越ポリマー	12,700	1,418.00	18,008,600
東リ	11,300	362.00	4,090,600
イトーキ	12,000	1,320.00	15,840,000
任天堂	369,700	6,800.00	2,513,960,000
三菱鉛筆	8,300	1,915.00	15,894,500
松風	2,600	2,491.00	6,476,600
タカラスタンダード	12,300	1,729.00	21,266,700
コクヨ	24,000	2,354.00	56,496,000
ナカバヤシ	10,600	525.00	5,565,000
ニフコ	17,600	3,845.00	67,672,000
グローブライド	5,300	1,987.00	10,531,100
オカムラ	17,600	2,167.00	38,139,200
バルカー	4,900	3,775.00	18,497,500
MUTOHホールディングス	1,800	1,902.00	3,423,600
伊藤忠商事	416,500	6,150.00	2,561,475,000
丸紅	516,500	2,339.00	1,208,093,500
スクロール	9,200	924.00	8,500,800
ヨンドシーホールディングス	5,900	1,911.00	11,274,900
長瀬産業	28,400	2,266.00	64,354,400
蝶理	3,900	2,810.00	10,959,000
豊田通商	54,300	8,497.00	461,387,100
オンワードホールディングス	34,600	491.00	16,988,600
三共生興	8,600	720.00	6,192,000
兼松	25,900	2,007.00	51,981,300
美津濃	5,800	3,975.00	23,055,000
三井物産	466,800	5,551.00	2,591,206,800
日本紙パルプ商事	3,000	4,655.00	13,965,000
東京エレクトロン	123,900	23,905.00	2,961,829,500
カメイ	6,600	1,614.00	10,652,400
OUGホールディングス	1,700	2,375.00	4,037,500
スターゼン	4,300	2,477.00	10,651,100
セイコーグループ	8,200	2,500.00	20,500,000
山善	18,800	1,198.00	22,522,400
樺本興業	1,300	5,970.00	7,761,000
住友商事	375,000	3,199.00	1,199,625,000
BIPROGY	19,200	4,103.00	78,777,600
内田洋行	2,500	7,210.00	18,025,000
三菱商事	409,200	7,059.00	2,888,542,800
第一実業	5,800	1,920.00	11,136,000
キャノンマーケティングジャパン	14,400	3,630.00	52,272,000
西華産業	2,500	2,499.00	6,247,500
佐藤商事	4,300	1,488.00	6,398,400

菱洋エレクトロ	5,900	3,550.00	20,945,000
東京産業	6,600	824.00	5,438,400
ユアサ商事	4,800	4,315.00	20,712,000
神鋼商事	1,600	5,610.00	8,976,000
阪和興業	11,100	4,345.00	48,229,500
正栄食品工業	4,100	4,415.00	18,101,500
カナデン	4,700	1,439.00	6,763,300
RYODEN	5,000	2,521.00	12,605,000
ニプロ	48,800	1,097.50	53,558,000
岩谷産業	14,100	7,161.00	100,970,100
ナイス	2,900	1,612.00	4,674,800
極東貿易	3,700	1,790.00	6,623,000
アステナホールディングス	11,600	499.00	5,788,400
三愛オブリ	14,900	1,621.00	24,152,900
稲畑産業	12,200	3,125.00	38,125,000
G S I クレオス	3,300	2,002.00	6,606,600
明和産業	8,400	649.00	5,451,600
ゴールドウイン	10,400	10,885.00	113,204,000
ユニ・チャーム	122,400	4,733.00	579,319,200
デサント	10,100	4,450.00	44,945,000
ワキタ	10,300	1,484.00	15,285,200
ヤマトインターナショナル	14,100	297.00	4,187,700
東邦ホールディングス	17,100	3,281.00	56,105,100
サンゲツ	14,300	2,765.00	39,539,500
ミツウロコグループホールディングス	7,900	1,302.00	10,285,800
シナネンホールディングス	1,700	3,905.00	6,638,500
伊藤忠エネクス	15,400	1,598.00	24,609,200
サンリオ	17,600	6,622.00	116,547,200
サンワテクノス	3,200	2,137.00	6,838,400
リョーサン	4,400	4,650.00	20,460,000
新光商事	8,300	1,129.00	9,370,700
トーヨー	2,400	3,065.00	7,356,000
三信電気	2,500	2,173.00	5,432,500
東陽テクニカ	6,300	1,308.00	8,240,400
モスフードサービス	9,100	3,205.00	29,165,500
加賀電子	5,700	6,120.00	34,884,000
三益半導体工業	4,700	2,696.00	12,671,200
都築電気	3,100	2,096.00	6,497,600
立花エレテック	4,100	2,738.00	11,225,800
木曽路	9,400	2,530.00	23,782,000
S R S ホールディングス	10,200	1,042.00	10,628,400
リテールパートナーズ	9,200	1,794.00	16,504,800
ケーヨー	8,600	1,297.00	11,154,200
上新電機	6,100	2,260.00	13,786,000
日本瓦斯	32,800	2,360.50	77,424,400
ロイヤルホールディングス	10,900	2,646.00	28,841,400
東天紅	5,400	807.00	4,357,800
いなげや	6,000	1,590.00	9,540,000
チヨダ	6,500	828.00	5,382,000
ライフコーポレーション	6,500	3,405.00	22,132,500

リンガーハット	8,000	2,319.00	18,552,000
MrMaxHD	8,900	617.00	5,491,300
AOKIホールディングス	13,300	1,068.00	14,204,400
オークワ	8,900	831.00	7,395,900
コメリ	9,500	3,215.00	30,542,500
青山商事	13,200	1,477.00	19,496,400
しまむら	7,300	14,885.00	108,660,500
高島屋	42,800	2,041.50	87,376,200
松屋	10,500	884.00	9,282,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	27,400	1,647.00	45,127,800
近鉄百貨店	2,700	2,721.00	7,346,700
丸井グループ	41,100	2,236.50	91,920,150
クレディセゾン	36,500	2,352.00	85,848,000
アクシアル リテイリング	4,200	3,795.00	15,939,000
イオン	210,000	3,080.00	646,800,000
イズミ	11,000	3,574.00	39,314,000
平和堂	10,400	2,244.00	23,337,600
フジ	9,500	1,850.00	17,575,000
ヤオコー	7,000	7,871.00	55,097,000
ゼビオホールディングス	8,400	925.00	7,770,000
ケーズホールディングス	43,800	1,280.00	56,064,000
PALTAC	8,400	4,777.00	40,126,800
三谷産業	16,800	330.00	5,544,000
日産東京販売ホールディングス	4,800	431.00	2,068,800
あおぞら銀行	41,400	3,047.00	126,145,800
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,611,800	1,276.00	4,608,656,800
りそなホールディングス	672,500	783.30	526,769,250
三井住友トラスト・ホールディングス	103,600	5,366.00	555,917,600
三井住友フィナンシャルグループ	410,000	7,466.00	3,061,060,000
千葉銀行	160,700	1,105.50	177,653,850
群馬銀行	111,900	675.90	75,633,210
武蔵野銀行	8,000	2,740.00	21,920,000
千葉興業銀行	9,500	845.00	8,027,500
筑波銀行	25,300	261.00	6,603,300
七十七銀行	16,800	3,325.00	55,860,000
秋田銀行	3,900	1,988.00	7,753,200
山形銀行	6,400	1,058.00	6,771,200
岩手銀行	3,600	2,535.00	9,126,000
東邦銀行	45,600	285.00	12,996,000
ふくおかフィナンシャルグループ	50,200	3,531.00	177,256,200
スルガ銀行	50,900	700.00	35,630,000
八十二銀行	123,800	788.40	97,603,920
山梨中央銀行	6,500	1,914.00	12,441,000
大垣共立銀行	11,000	1,879.00	20,669,000
福井銀行	5,200	1,550.00	8,060,000
清水銀行	3,400	1,566.00	5,324,400
富山銀行	1,100	1,704.00	1,874,400
滋賀銀行	9,600	3,765.00	36,144,000
南都銀行	8,700	2,464.00	21,436,800
百五銀行	54,300	535.00	29,050,500

紀陽銀行	20,600	1,595.00	32,857,000
ほくほくフィナンシャルグループ	35,700	1,616.00	57,691,200
山陰合同銀行	36,100	950.00	34,295,000
百十四銀行	5,700	2,613.00	14,894,100
四国銀行	8,500	1,012.00	8,602,000
阿波銀行	8,100	2,514.00	20,363,400
大分銀行	3,500	2,665.00	9,327,500
宮崎銀行	3,500	2,731.00	9,558,500
佐賀銀行	3,400	1,916.00	6,514,400
琉球銀行	12,300	1,145.00	14,083,500
セブン銀行	180,800	301.50	54,511,200
みずほフィナンシャルグループ	778,400	2,562.00	1,994,260,800
山口フィナンシャルグループ	56,500	1,292.00	72,998,000
芙蓉総合リース	5,300	11,915.00	63,149,500
みずほリース	9,700	4,855.00	47,093,500
東京センチュリー	10,800	5,660.00	61,128,000
SBIホールディングス	84,400	3,175.00	267,970,000
日本証券金融	21,200	1,480.00	31,376,000
アイフル	84,900	380.00	32,262,000
名古屋銀行	3,700	5,860.00	21,682,000
北洋銀行	87,400	374.00	32,687,600
大光銀行	1,200	1,325.00	1,590,000
愛媛銀行	7,800	1,040.00	8,112,000
京葉銀行	24,200	690.00	16,698,000
栃木銀行	28,800	328.00	9,446,400
北日本銀行	2,400	2,141.00	5,138,400
東和銀行	10,600	619.00	6,561,400
リコーリース	5,500	4,535.00	24,942,500
イオンフィナンシャルサービス	33,100	1,265.50	41,888,050
アコム	102,900	336.90	34,667,010
ジャックス	6,100	5,170.00	31,537,000
オリエントコーポレーション	18,800	1,075.00	20,210,000
オリックス	351,500	2,708.50	952,037,750
三菱HCキャピタル	257,000	960.20	246,771,400
ジャフコグループ	17,200	1,676.50	28,835,800
トモニホールディングス	46,600	479.00	22,321,400
大和証券グループ本社	446,800	975.50	435,853,400
野村ホールディングス	969,800	618.50	599,821,300
岡三証券グループ	50,600	721.00	36,482,600
丸三証券	19,200	880.00	16,896,000
東洋証券	17,400	300.00	5,220,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	68,500	545.00	37,332,500
光世証券	3,400	522.00	1,774,800
水戸証券	17,000	439.00	7,463,000
いちよし証券	10,800	719.00	7,765,200
松井証券	28,400	752.00	21,356,800
SOMPOホールディングス	91,400	6,507.00	594,739,800
日本取引所グループ	150,500	3,078.00	463,239,000
マネックスグループ	56,500	647.00	36,555,500

極東証券	7,900	1,062.00	8,389,800
岩井コスモホールディングス	6,600	1,750.00	11,550,000
アイザワ証券グループ	8,300	1,178.00	9,777,400
フィデアホールディングス	6,000	1,490.00	8,940,000
池田泉州ホールディングス	80,000	359.00	28,720,000
アニコムホールディングス	19,600	579.00	11,348,400
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	129,200	5,383.00	695,483,600
スパークス・グループ	6,400	1,438.00	9,203,200
第一生命ホールディングス	281,800	3,042.00	857,235,600
東京海上ホールディングス	570,100	3,697.00	2,107,659,700
イー・ギャランティ	9,400	1,803.00	16,948,200
NECキャピタルソリューション	2,800	3,255.00	9,114,000
T&Dホールディングス	167,700	2,309.50	387,303,150
アドバンスクリエイト	5,700	977.00	5,568,900
三井不動産	266,700	3,459.00	922,515,300
三菱地所	377,000	1,942.00	732,134,000
平和不動産	9,400	3,840.00	36,096,000
東京建物	50,400	2,095.00	105,588,000
京阪神ビルディング	10,800	1,332.00	14,385,600
住友不動産	83,400	4,166.00	347,444,400
テーオーシー	10,300	599.00	6,169,700
東京楽天地	1,300	4,185.00	5,440,500
レオパレス21	57,800	444.00	25,663,200
スターツコーポレーション	8,300	2,774.00	23,024,200
フジ住宅	7,600	689.00	5,236,400
空港施設	9,700	560.00	5,432,000
ゴールドクレスト	4,700	2,006.00	9,428,200
リログループ	30,200	1,537.50	46,432,500
エスリード	2,700	3,055.00	8,248,500
日神グループホールディングス	10,700	490.00	5,243,000
日本エスコン	10,800	897.00	9,687,600
MIRARTHホールディングス	26,500	454.00	12,031,000
AVANTIA	5,600	842.00	4,715,200
イオンモール	29,900	1,714.50	51,263,550
ファースト住建	1,500	1,106.00	1,659,000
カチタス	15,500	2,183.00	33,836,500
東祥	5,500	792.00	4,356,000
トーセイ	9,600	1,891.00	18,153,600
サンフロンティア不動産	8,500	1,553.00	13,200,500
FJネクストホールディングス	6,100	1,159.00	7,069,900
グランディハウス	8,700	576.00	5,011,200
東武鉄道	64,300	3,710.00	238,553,000
相鉄ホールディングス	21,000	2,659.00	55,839,000
東急	164,200	1,765.00	289,813,000
京浜急行電鉄	72,500	1,315.50	95,373,750
小田急電鉄	96,800	2,171.00	210,152,800
京王電鉄	28,100	4,105.00	115,350,500
京成電鉄	37,800	6,220.00	235,116,000
富士急行	7,200	4,435.00	31,932,000

東日本旅客鉄道	107,600	7,996.00	860,369,600
西日本旅客鉄道	69,500	5,882.00	408,799,000
東海旅客鉄道	225,500	3,514.00	792,407,000
西武ホールディングス	70,800	1,695.50	120,041,400
鴻池運輸	10,000	1,977.00	19,770,000
西日本鉄道	15,600	2,406.50	37,541,400
ハマキョウレックス	5,000	3,855.00	19,275,000
サカイ引越センター	6,500	2,545.00	16,542,500
近鉄グループホールディングス	58,500	4,136.00	241,956,000
阪急阪神ホールディングス	78,000	4,592.00	358,176,000
南海電気鉄道	26,100	2,940.50	76,747,050
京阪ホールディングス	32,200	3,850.00	123,970,000
神戸電鉄	2,000	2,907.00	5,814,000
名古屋鉄道	60,300	2,107.50	127,082,250
山陽電気鉄道	4,400	2,120.00	9,328,000
アルプス物流	4,700	1,612.00	7,576,400
トランコム	1,700	7,500.00	12,750,000
ヤマトホールディングス	74,900	2,589.50	193,953,550
山九	14,900	4,950.00	73,755,000
日新	4,400	2,482.00	10,920,800
丸全昭和運輸	3,600	3,825.00	13,770,000
センコーグループホールディングス	31,000	1,047.00	32,457,000
トナミホールディングス	1,300	4,370.00	5,681,000
ニッコンホールディングス	18,700	3,226.00	60,326,200
福山通運	6,700	3,625.00	24,287,500
セイノーホールディングス	32,900	2,037.50	67,033,750
神奈川中央交通	1,800	3,055.00	5,499,000
AZ-COM丸和ホールディングス	14,100	1,940.00	27,354,000
C&Fロジホールディングス	5,600	1,430.00	8,008,000
日本郵船	167,600	3,770.00	631,852,000
商船三井	126,900	3,883.00	492,752,700
川崎汽船	49,400	4,784.00	236,329,600
NSユナイテッド海運	3,100	4,565.00	14,151,500
明海グループ	3,400	665.00	2,261,000
飯野海運	21,500	1,148.00	24,682,000
共栄タンカー	600	818.00	490,800
九州旅客鉄道	41,300	3,062.00	126,460,600
SGホールディングス	98,200	2,139.00	210,049,800
NIPPON EXPRESSホールディングス	19,800	7,581.00	150,103,800
ID&Eホールディングス	3,600	3,305.00	11,898,000
日本航空	143,600	2,886.50	414,501,400
ANAホールディングス	159,100	3,105.00	494,005,500
パスコ	600	1,576.00	945,600
TREホールディングス	11,500	1,154.00	13,271,000
人・夢・技術グループ	3,300	1,795.00	5,923,500
西本Wismettacホールディングス	1,600	6,290.00	10,064,000
Genky Drug Stores	2,700	5,080.00	13,716,000
KPPグループホールディングス	16,000	694.00	11,104,000

ナルミヤ・インターナショナル	3,300	1,121.00	3,699,300
ギフトホールディングス	2,600	2,123.00	5,519,800
三菱倉庫	14,400	4,327.00	62,308,800
三井倉庫ホールディングス	5,500	4,630.00	25,465,000
住友倉庫	15,800	2,422.00	38,267,600
澁澤倉庫	2,700	2,746.00	7,414,200
ヤマタネ	2,700	2,160.00	5,832,000
乾汽船	6,900	1,103.00	7,610,700
日本トランスシティ	11,800	617.00	7,280,600
中央倉庫	5,100	1,086.00	5,538,600
安田倉庫	4,300	1,088.00	4,678,400
大栄環境	10,900	2,306.00	25,135,400
日本管財ホールディングス	6,300	2,497.00	15,731,100
上組	28,000	3,165.00	88,620,000
キューソー流通システム	5,700	923.00	5,261,100
エーアイテイー	3,700	1,653.00	6,116,100
内外トランスライン	2,300	2,431.00	5,591,300
日本コンセプト	3,200	1,662.00	5,318,400
TBSホールディングス	30,100	2,565.50	77,221,550
日本テレビホールディングス	52,000	1,411.50	73,398,000
朝日放送グループホールディングス	8,200	633.00	5,190,600
テレビ朝日ホールディングス	14,300	1,595.00	22,808,500
スカパーJ SATホールディングス	45,600	660.00	30,096,000
テレビ東京ホールディングス	4,200	2,841.00	11,932,200
ビジョン	8,800	1,212.00	10,665,600
USEN-NEXT HOLDINGS	6,600	3,555.00	23,463,000
日本通信	57,800	216.00	12,484,800
日本電信電話	17,469,200	173.50	3,030,906,200
KDDI	453,800	4,616.00	2,094,740,800
ソフトバンク	944,800	1,750.50	1,653,872,400
光通信	5,900	22,610.00	133,399,000
エムティーアイ	5,200	576.00	2,995,200
GMOインターネットグループ	21,700	2,337.00	50,712,900
KADOKAWA	31,000	2,724.00	84,444,000
学研ホールディングス	9,800	937.00	9,182,600
ゼンリン	10,000	875.00	8,750,000
東京電力ホールディングス	527,800	665.90	351,462,020
中部電力	215,800	1,807.00	389,950,600
関西電力	226,100	1,953.50	441,686,350
中国電力	101,700	982.20	99,889,740
北陸電力	59,900	744.60	44,601,540
東北電力	154,200	939.00	144,793,800
四国電力	54,500	1,028.50	56,053,250
九州電力	135,000	1,000.50	135,067,500
北海道電力	56,600	634.70	35,924,020
沖縄電力	15,000	1,046.00	15,690,000
電源開発	48,100	2,292.00	110,245,200
エフオン	2,400	480.00	1,152,000
イーレックス	10,400	681.00	7,082,400

レノバ	15,600	1,134.00	17,690,400
東京瓦斯	123,800	3,285.00	406,683,000
大阪瓦斯	118,600	2,876.00	341,093,600
東邦瓦斯	25,400	2,614.50	66,408,300
北海道瓦斯	3,500	2,275.00	7,962,500
広島ガス	13,900	373.00	5,184,700
西部ガスホールディングス	6,100	1,879.00	11,461,900
静岡ガス	11,700	1,008.00	11,793,600
メタウォーター	7,000	2,042.00	14,294,000
M&A総研ホールディングス	2,900	3,555.00	10,309,500
アイネット	3,600	1,789.00	6,440,400
松竹	3,100	9,640.00	29,884,000
東宝	32,700	5,058.00	165,396,600
エイチ・アイ・エス	17,500	1,768.00	30,940,000
東映	1,900	17,750.00	33,725,000
ラックランド	2,700	2,641.00	7,130,700
NTTデータグループ	153,600	1,852.00	284,467,200
共立メンテナンス	9,400	6,149.00	57,800,600
イチネンホールディングス	6,400	1,541.00	9,862,400
建設技術研究所	3,100	4,635.00	14,368,500
スペース	6,000	903.00	5,418,000
アインホールディングス	8,500	4,277.00	36,354,500
燦ホールディングス	5,600	1,058.00	5,924,800
ピー・シー・エー	5,000	1,170.00	5,850,000
ビジネスブレイン太田昭和	2,600	2,069.00	5,379,400
ナガワ	1,900	6,400.00	12,160,000
東京都競馬	5,000	4,275.00	21,375,000
カナモト	9,300	2,530.00	23,529,000
DTS	12,500	3,285.00	41,062,500
スクウェア・エニックス・ホールディングス	26,800	5,177.00	138,743,600
シーイーシー	7,400	1,709.00	12,646,600
カプコン	52,500	5,047.00	264,967,500
ニシオホールディングス	5,600	3,595.00	20,132,000
アイ・エス・ビー	4,200	1,484.00	6,232,800
日本空港ビルデング	20,400	6,923.00	141,229,200
トランス・コスモス	7,500	3,110.00	23,325,000
乃村工藝社	26,300	826.00	21,723,800
ジャステック	3,600	1,517.00	5,461,200
SCSK	41,100	2,750.50	113,045,550
藤田観光	2,400	4,045.00	9,708,000
トーカイ	5,300	1,896.00	10,048,800
セコム	61,300	10,600.00	649,780,000
NSW	2,600	2,886.00	7,503,600
セントラル警備保障	3,200	2,468.00	7,897,600
アイネス	4,600	1,539.00	7,079,400
丹青社	11,700	877.00	10,260,900
メイテックグループホールディングス	21,700	2,894.50	62,810,650
TKC	9,300	3,470.00	32,271,000
富士ソフト	11,800	5,650.00	66,670,000

応用地質	5,600	2,089.00	11,698,400
船井総研ホールディングス	12,500	2,524.00	31,550,000
NSD	21,000	2,617.00	54,957,000
コナミグループ	22,000	7,456.00	164,032,000
学究社	2,700	1,940.00	5,238,000
ベネッセホールディングス	20,200	2,613.00	52,782,600
イオンディライト	6,700	3,390.00	22,713,000
ナック	5,700	971.00	5,534,700
福井コンピュータホールディングス	3,600	2,588.00	9,316,800
ダイセキ	12,300	4,120.00	50,676,000
ステップ	3,200	1,851.00	5,923,200
泉州電業	3,100	3,240.00	10,044,000
元気寿司	3,500	3,305.00	11,567,500
トラスコ中山	13,000	2,246.00	29,198,000
ヤマダホールディングス	190,500	428.90	81,705,450
オートバックスセブン	21,600	1,510.50	32,626,800
モリト	4,400	1,361.00	5,988,400
アーケランズ	18,400	1,614.00	29,697,600
ニトリホールディングス	22,600	15,615.00	352,899,000
愛眼	1,400	171.00	239,400
ケーユーホールディングス	5,000	1,124.00	5,620,000
吉野家ホールディングス	22,800	3,392.00	77,337,600
加藤産業	7,700	4,595.00	35,381,500
イノテック	3,900	1,629.00	6,353,100
イエローハット	9,800	1,726.00	16,914,800
松屋フーズホールディングス	2,900	4,810.00	13,949,000
JBC Cホールディングス	3,900	3,255.00	12,694,500
JKホールディングス	5,700	954.00	5,437,800
サガミホールディングス	9,300	1,375.00	12,787,500
日伝	4,200	2,500.00	10,500,000
関西フードマーケット	4,200	1,402.00	5,888,400
ミロク情報サービス	5,300	1,574.00	8,342,200
北沢産業	10,100	287.00	2,898,700
杉本商事	3,000	2,186.00	6,558,000
因幡電機産業	16,100	3,190.00	51,359,000
王将フードサービス	4,600	7,870.00	36,202,000
ミニストップ	4,500	1,524.00	6,858,000
アークス	11,400	2,725.00	31,065,000
パローホールディングス	11,800	2,322.00	27,399,600
東テク	2,100	4,785.00	10,048,500
ミスミグループ本社	93,500	2,473.50	231,272,250
ベルク	3,100	6,550.00	20,305,000
大 庄	4,400	1,239.00	5,451,600
ファーストリテイリング	27,900	36,820.00	1,027,278,000
ソフトバンクグループ	289,700	6,160.00	1,784,552,000
スズケン	23,600	5,006.00	118,141,600
サンドラッグ	20,900	4,338.00	90,664,200
サックスパー ホールディングス	6,300	916.00	5,770,800
ジェコス	5,700	981.00	5,591,700
ヤマザワ	3,400	1,261.00	4,287,400

ベルーナ	14,900	616.00	9,178,400
合計	88,544,200		197,600,501,060

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	11,593,704
コール・ローン	548,288,479
国債証券	41,469,282,630
地方債証券	3,176,600,876
特殊債券	4,565,358,861
社債券	2,683,675,500
未収利息	104,112,796
前払費用	10,169,607
流動資産合計	52,569,082,453
資産合計	52,569,082,453
負債の部	
流動負債	
未払解約金	51,908,657
その他未払費用	511
流動負債合計	51,909,168
負債合計	51,909,168
純資産の部	
元本等	
元本	56,480,299,522
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△3,963,126,237
元本等合計	52,517,173,285
純資産合計	52,517,173,285
負債純資産合計	52,569,082,453

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	72,708,390,073円
同期中追加設定元本額	11,624,785,428円
同期中一部解約元本額	27,852,875,979円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ国内債券パッシブDB（適格機関投資家限定）	33,345,049,016円
DCニッセイ日本債券インデックス	5,039,474,958円
DCニッセイターゲットデートファンド2055	273,077,819円
DCニッセイワールドセレクトファンド（安定型）	8,198,623,082円
DCニッセイターゲットデートファンド2045	516,568,133円
DCニッセイターゲットデートファンド2035	2,715,339,337円
DCニッセイターゲットデートファンド2025	1,899,556,382円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド （6資産均等型）	360,943,581円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	35,730,073円
ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）	140,196,412円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド （8資産均等型）	81,917,066円
DCニッセイターゲットデートファンド2060	153,104,029円
DCニッセイターゲットデートファンド2050	183,984,410円
DCニッセイターゲットデートファンド2040	642,223,683円
DCニッセイターゲットデートファンド2030	2,826,107,042円
FWニッセイ国内債インデックス	45,950,590円
DCニッセイターゲットデートファンド2065	22,453,909円
計	56,480,299,522円
2. 受益権の総数	56,480,299,522口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,963,126,237円であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年11月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	
国債証券	△722,763,630	
地方債証券	△29,994,460	
特殊債券	△34,883,818	
社債券	△11,600,500	
合計	△799,242,408	

(注) 「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年3月11日から2023年11月20日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年11月20日現在
1口当たり純資産額	0.9298円
(1万口当たり純資産額)	(9,298円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年11月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第443回 利付国債(2年)	120,000,000	120,116,400	
	第444回 利付国債(2年)	170,000,000	170,159,800	
	第445回 利付国債(2年)	159,000,000	159,131,970	
	第446回 利付国債(2年)	159,000,000	159,130,380	
	第447回 利付国債(2年)	181,000,000	181,146,610	
	第448回 利付国債(2年)	181,000,000	181,130,320	
	第449回 利付国債(2年)	221,000,000	221,134,810	
	第450回 利付国債(2年)	229,000,000	229,109,920	
	第453回 利付国債(2年)	395,000,000	394,849,900	
	第142回 利付国債(5年)	286,000,000	286,569,140	
	第143回 利付国債(5年)	278,000,000	278,589,360	
	第144回 利付国債(5年)	401,000,000	401,886,210	
	第145回 利付国債(5年)	466,000,000	466,978,600	
	第146回 利付国債(5年)	362,000,000	362,676,940	
	第147回 利付国債(5年)	231,000,000	230,838,300	
	第148回 利付国債(5年)	265,000,000	264,623,700	

年)			
第149回 利付国債(5年)	320,000,000	319,321,600	
第150回 利付国債(5年)	293,000,000	292,144,440	
第151回 利付国債(5年)	195,000,000	194,223,900	
第152回 利付国債(5年)	95,000,000	94,921,150	
第153回 利付国債(5年)	335,000,000	333,211,100	
第155回 利付国債(5年)	117,000,000	117,425,880	
第156回 利付国債(5年)	231,000,000	230,905,290	
第1回 利付国債(40年)	81,000,000	94,244,310	
第2回 利付国債(40年)	105,000,000	117,626,250	
第3回 利付国債(40年)	85,000,000	95,063,150	
第4回 利付国債(40年)	135,000,000	150,830,100	
第5回 利付国債(40年)	114,000,000	122,410,920	
第6回 利付国債(40年)	118,000,000	124,074,640	
第7回 利付国債(40年)	110,000,000	110,331,100	
第8回 利付国債(40年)	125,000,000	116,147,500	
第9回 利付国債(40年)	203,000,000	137,743,620	
第10回 利付国債(40年)	182,000,000	145,157,740	
第11回 利付国債(40年)	153,000,000	117,181,170	
第12回 利付国債(40年)	106,000,000	72,189,180	
第13回 利付国債(40年)	170,000,000	114,421,900	
第14回 利付国債(40年)	196,000,000	140,941,640	
第15回 利付国債(40年)	190,000,000	150,407,800	
第16回 利付国債(40年)	100,000,000	86,788,000	
第336回 利付国債(10年)	161,000,000	162,017,520	
第337回 利付国債(10年)	250,000,000	251,037,500	
第338回 利付国債(10年)	368,000,000	370,244,800	
第339回 利付国債(10年)	444,000,000	447,081,360	
第340回 利付国債(10年)	500,000,000	503,795,000	
第341回 利付国債(10年)	438,000,000	440,636,760	
第342回 利付国債(10年)	399,000,000	399,602,490	

年)			
第343回 利付国債(10年)	310,000,000	310,316,200	
第344回 利付国債(10年)	325,000,000	325,182,000	
第345回 利付国債(10年)	361,000,000	361,000,000	
第346回 利付国債(10年)	336,000,000	335,721,120	
第347回 利付国債(10年)	272,000,000	271,466,880	
第348回 利付国債(10年)	338,000,000	336,904,880	
第349回 利付国債(10年)	340,000,000	338,487,000	
第350回 利付国債(10年)	435,000,000	432,481,350	
第351回 利付国債(10年)	344,000,000	341,509,440	
第352回 利付国債(10年)	291,000,000	288,296,610	
第353回 利付国債(10年)	275,000,000	271,975,000	
第354回 利付国債(10年)	254,000,000	250,875,800	
第355回 利付国債(10年)	259,000,000	255,456,880	
第356回 利付国債(10年)	250,000,000	246,147,500	
第357回 利付国債(10年)	284,000,000	279,024,320	
第358回 利付国債(10年)	245,000,000	240,168,600	
第359回 利付国債(10年)	304,000,000	297,296,800	
第360回 利付国債(10年)	382,000,000	372,644,820	
第361回 利付国債(10年)	373,000,000	362,798,450	
第362回 利付国債(10年)	384,000,000	372,222,720	
第363回 利付国債(10年)	384,000,000	371,020,800	
第364回 利付国債(10年)	392,000,000	377,621,440	
第365回 利付国債(10年)	393,000,000	377,566,890	
第366回 利付国債(10年)	177,000,000	170,978,460	
第367回 利付国債(10年)	136,000,000	130,973,440	

第368回 利付国債(10年)	364,000,000	349,589,240	
第369回 利付国債(10年)	278,000,000	273,485,280	
第370回 利付国債(10年)	438,000,000	429,953,940	
第371回 利付国債(10年)	99,000,000	96,074,550	
第372回 利付国債(10年)	163,000,000	163,894,870	
第1回 利付国債(30年)	4,000,000	4,561,200	
第2回 利付国債(30年)	43,000,000	48,287,280	
第3回 利付国債(30年)	56,000,000	62,713,840	
第4回 利付国債(30年)	27,000,000	31,476,600	
第5回 利付国債(30年)	21,000,000	23,552,760	
第6回 利付国債(30年)	25,000,000	28,531,750	
第7回 利付国債(30年)	20,000,000	22,747,600	
第8回 利付国債(30年)	29,000,000	31,849,830	
第9回 利付国債(30年)	31,000,000	32,950,830	
第10回 利付国債(30年)	60,000,000	62,155,200	
第11回 利付国債(30年)	118,000,000	128,707,320	
第12回 利付国債(30年)	88,000,000	99,330,880	
第13回 利付国債(30年)	52,000,000	58,254,560	
第14回 利付国債(30年)	66,000,000	76,583,100	
第15回 利付国債(30年)	79,000,000	92,594,320	
第16回 利付国債(30年)	62,000,000	72,758,240	
第17回 利付国債(30年)	23,000,000	26,786,030	
第18回 利付国債(30年)	29,000,000	33,499,930	
第19回 利付国債(30年)	15,000,000	17,347,350	
第20回 利付国債(30年)	23,000,000	27,122,980	
第21回 利付国債(30年)	24,000,000	27,781,680	
第22回 利付国債(30年)	35,000,000	41,350,750	
第23回 利付国債(30年)	37,000,000	43,738,070	
第24回 利付国債(30年)	21,000,000	24,850,350	
第25回 利付国債(30年)	18,000,000	20,875,500	

第26回 利付国債(30年)	65,000,000	76,193,000	
第27回 利付国債(30年)	101,000,000	119,697,120	
第28回 利付国債(30年)	132,000,000	156,418,680	
第29回 利付国債(30年)	143,000,000	167,555,960	
第30回 利付国債(30年)	153,000,000	176,962,860	
第31回 利付国債(30年)	144,000,000	164,247,840	
第32回 利付国債(30年)	175,000,000	201,829,250	
第33回 利付国債(30年)	197,000,000	217,998,230	
第34回 利付国債(30年)	180,000,000	204,206,400	
第35回 利付国債(30年)	206,000,000	227,036,720	
第36回 利付国債(30年)	203,000,000	223,204,590	
第37回 利付国債(30年)	210,000,000	227,169,600	
第38回 利付国債(30年)	140,000,000	148,629,600	
第39回 利付国債(30年)	128,000,000	137,728,000	
第40回 利付国債(30年)	109,000,000	115,318,730	
第41回 利付国債(30年)	107,000,000	111,245,760	
第42回 利付国債(30年)	119,000,000	123,669,560	
第43回 利付国債(30年)	91,000,000	94,455,270	
第44回 利付国債(30年)	124,000,000	128,650,000	
第45回 利付国債(30年)	134,000,000	134,000,000	
第46回 利付国債(30年)	160,000,000	159,870,400	
第47回 利付国債(30年)	149,000,000	151,428,700	
第48回 利付国債(30年)	154,000,000	150,599,680	
第49回 利付国債(30年)	154,000,000	150,322,480	
第50回 利付国債(30年)	153,000,000	131,780,430	
第51回 利付国債(30年)	134,000,000	102,306,320	

年)			
第52回 利付国債(30年)	139,000,000	111,017,910	
第53回 利付国債(30年)	126,000,000	102,684,960	
第54回 利付国債(30年)	158,000,000	134,584,400	
第55回 利付国債(30年)	124,000,000	105,304,520	
第56回 利付国債(30年)	121,000,000	102,443,440	
第57回 利付国債(30年)	125,000,000	105,507,500	
第58回 利付国債(30年)	155,000,000	130,430,950	
第59回 利付国債(30年)	117,000,000	95,722,380	
第60回 利付国債(30年)	141,000,000	120,777,780	
第61回 利付国債(30年)	101,000,000	82,085,730	
第62回 利付国債(30年)	99,000,000	76,016,160	
第63回 利付国債(30年)	106,000,000	78,834,320	
第64回 利付国債(30年)	118,000,000	87,407,320	
第65回 利付国債(30年)	114,000,000	84,179,880	
第66回 利付国債(30年)	108,000,000	79,361,640	
第67回 利付国債(30年)	134,000,000	103,878,140	
第68回 利付国債(30年)	135,000,000	104,274,000	
第69回 利付国債(30年)	134,000,000	106,102,540	
第70回 利付国債(30年)	129,000,000	101,796,480	
第71回 利付国債(30年)	132,000,000	103,899,840	
第72回 利付国債(30年)	132,000,000	103,635,840	
第73回 利付国債(30年)	134,000,000	104,940,760	
第74回 利付国債(30年)	130,000,000	110,281,600	
第75回 利付国債(30年)	135,000,000	123,543,900	
第76回 利付国債(30年)	124,000,000	116,240,080	

第77回 利付国債(30年)	123,000,000	120,841,350	
第78回 利付国債(30年)	127,000,000	118,845,330	
第73回 利付国債(20年)	98,000,000	100,206,960	
第74回 利付国債(20年)	73,000,000	74,722,800	
第75回 利付国債(20年)	73,000,000	75,092,180	
第76回 利付国債(20年)	86,000,000	88,236,860	
第77回 利付国債(20年)	74,000,000	76,022,420	
第78回 利付国債(20年)	96,000,000	98,940,480	
第79回 利付国債(20年)	100,000,000	103,221,000	
第80回 利付国債(20年)	96,000,000	99,243,840	
第81回 利付国債(20年)	93,000,000	96,429,840	
第82回 利付国債(20年)	128,000,000	132,954,880	
第83回 利付国債(20年)	95,000,000	99,127,750	
第84回 利付国債(20年)	128,000,000	133,295,360	
第85回 利付国債(20年)	103,000,000	107,942,970	
第86回 利付国債(20年)	109,000,000	114,737,760	
第87回 利付国債(20年)	93,000,000	97,678,830	
第88回 利付国債(20年)	132,000,000	139,609,800	
第89回 利付国債(20年)	90,000,000	94,957,200	
第90回 利付国債(20年)	128,000,000	135,662,080	
第91回 利付国債(20年)	23,000,000	24,441,640	
第92回 利付国債(20年)	114,000,000	121,017,840	
第93回 利付国債(20年)	43,000,000	45,678,040	
第94回 利付国債(20年)	73,000,000	77,788,070	
第95回 利付国債(20年)	82,000,000	88,273,820	
第96回 利付国債(20年)	32,000,000	34,220,800	

年)			
第97回 利付国債(20年)	81,000,000	87,223,230	
第98回 利付国債(20年)	57,000,000	61,162,710	
第99回 利付国債(20年)	133,000,000	143,195,780	
第100回 利付国債(20年)	91,000,000	98,699,510	
第101回 利付国債(20年)	49,000,000	53,565,820	
第102回 利付国債(20年)	52,000,000	57,073,120	
第103回 利付国債(20年)	46,000,000	50,279,380	
第104回 利付国債(20年)	32,000,000	34,687,360	
第105回 利付国債(20年)	48,000,000	52,163,040	
第106回 利付国債(20年)	19,000,000	20,738,500	
第107回 利付国債(20年)	23,000,000	25,064,940	
第108回 利付国債(20年)	70,000,000	75,584,600	
第109回 利付国債(20年)	29,000,000	31,399,460	
第110回 利付国債(20年)	52,000,000	56,846,920	
第111回 利付国債(20年)	21,000,000	23,144,520	
第112回 利付国債(20年)	75,000,000	82,248,000	
第113回 利付国債(20年)	138,000,000	151,797,240	
第114回 利付国債(20年)	77,000,000	84,894,810	
第115回 利付国債(20年)	17,000,000	18,843,990	
第116回 利付国債(20年)	35,000,000	38,899,000	
第117回 利付国債(20年)	93,000,000	102,785,460	
第118回 利付国債(20年)	25,000,000	27,528,250	
第119回 利付国債(20年)	15,000,000	16,319,700	
第120回 利付国債(20年)	34,000,000	36,556,460	
第121回 利付国債(20年)	126,000,000	138,151,440	

第122回 利付国債(20年)	82,000,000	89,364,420	
第123回 利付国債(20年)	162,000,000	180,090,540	
第124回 利付国債(20年)	108,000,000	119,320,560	
第125回 利付国債(20年)	115,000,000	128,860,950	
第126回 利付国債(20年)	105,000,000	116,130,000	
第127回 利付国債(20年)	102,000,000	112,091,880	
第128回 利付国債(20年)	161,000,000	177,005,010	
第129回 利付国債(20年)	103,000,000	112,488,360	
第130回 利付国債(20年)	161,000,000	176,040,620	
第131回 利付国債(20年)	101,000,000	109,677,920	
第132回 利付国債(20年)	114,000,000	123,900,900	
第133回 利付国債(20年)	142,000,000	155,428,940	
第134回 利付国債(20年)	123,000,000	134,757,570	
第135回 利付国債(20年)	90,000,000	97,888,500	
第136回 利付国債(20年)	90,000,000	97,136,100	
第137回 利付国債(20年)	98,000,000	106,620,080	
第138回 利付国債(20年)	101,000,000	108,194,230	
第139回 利付国債(20年)	108,000,000	116,620,560	
第140回 利付国債(20年)	232,000,000	252,657,280	
第141回 利付国債(20年)	187,000,000	203,657,960	
第142回 利付国債(20年)	135,000,000	148,246,200	
第143回 利付国債(20年)	173,000,000	186,957,640	
第144回 利付国債(20年)	124,000,000	132,916,840	
第145回 利付国債(20年)	239,000,000	260,686,860	
第146回 利付国債(20年)	236,000,000	257,586,920	
第147回 利付国債(20年)	233,000,000	252,031,440	

年)			
第148回 利付国債(20年)	206,000,000	220,700,160	
第149回 利付国債(20年)	217,000,000	232,380,960	
第150回 利付国債(20年)	233,000,000	246,931,070	
第151回 利付国債(20年)	184,000,000	191,003,040	
第152回 利付国債(20年)	171,000,000	177,273,990	
第153回 利付国債(20年)	175,000,000	183,107,750	
第154回 利付国債(20年)	168,000,000	173,666,640	
第155回 利付国債(20年)	180,000,000	181,663,200	
第156回 利付国債(20年)	133,000,000	124,652,920	
第157回 利付国債(20年)	136,000,000	123,773,600	
第158回 利付国債(20年)	154,000,000	145,160,400	
第159回 利付国債(20年)	121,000,000	115,135,130	
第160回 利付国債(20年)	122,000,000	117,212,720	
第161回 利付国債(20年)	110,000,000	103,931,300	
第162回 利付国債(20年)	177,000,000	166,574,700	
第163回 利付国債(20年)	204,000,000	191,213,280	
第164回 利付国債(20年)	216,000,000	198,851,760	
第165回 利付国債(20年)	196,000,000	179,643,800	
第166回 利付国債(20年)	178,000,000	167,321,780	
第167回 利付国債(20年)	194,000,000	176,320,780	
第168回 利付国債(20年)	165,000,000	146,960,550	
第169回 利付国債(20年)	162,000,000	141,286,680	
第170回 利付国債(20年)	149,000,000	129,267,930	
第171回 利付国債(20年)	176,000,000	151,884,480	
第172回 利付国債(20年)	166,000,000	144,999,340	

	第173回 利付国債(20年)	213,000,000	185,086,350	
	第174回 利付国債(20年)	194,000,000	167,804,180	
	第175回 利付国債(20年)	187,000,000	163,800,780	
	第176回 利付国債(20年)	185,000,000	161,332,950	
	第177回 利付国債(20年)	194,000,000	165,350,080	
	第178回 利付国債(20年)	208,000,000	179,876,320	
	第179回 利付国債(20年)	217,000,000	186,800,110	
	第180回 利付国債(20年)	203,000,000	183,893,640	
	第181回 利付国債(20年)	207,000,000	190,336,500	
	第182回 利付国債(20年)	193,000,000	183,278,590	
	第183回 利付国債(20年)	199,000,000	198,401,010	
	第184回 利付国債(20年)	198,000,000	186,832,800	
	第185回 利付国債(20年)	192,000,000	180,512,640	
	第186回 利付国債(20年)	71,000,000	71,436,650	
	国債証券 合計	41,980,000,000	41,469,282,630	
地方債証券	第764回 東京都公募公債	100,000,000	100,002,400	
	第14回 東京都公募公債(20年)	100,000,000	108,379,400	
	第34回 東京都公募公債(20年)	100,000,000	93,819,200	
	第18回 宮城県1号公募公債(5年)	100,000,000	99,246,600	
	第30回 神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	101,306,900	
	第448回 大阪府公募公債	38,000,000	36,883,256	
	第455回 大阪府公募公債	180,000,000	174,756,420	
	第7回 大阪府公募公債(20年)	100,000,000	108,411,900	
	第11回 大阪府公募公債(20年)	100,000,000	107,683,000	
	第12回 大阪府公募公債(20年)	100,000,000	105,046,400	
	平成29年度第5回 京都府公募公債(20年)	100,000,000	93,082,700	
	第15回 兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	106,941,400	
	第21回 兵庫県公募公債	100,000,000	106,070,700	

	(20年)			
	平成26年度第11回 愛知県公募公債(15年)	100,000,000	102,646,600	
	令和4年度第3回 愛知県公募公債	200,000,000	192,129,600	
	平成20年度第1回 福岡県公募公債(20年)	100,000,000	108,731,100	
	平成24年度第2回 福岡県公募公債(20年)	100,000,000	107,028,500	
	令和4年度第1回 千葉県公募公債	300,000,000	288,255,000	
	第22回 大阪市公募公債(20年)	100,000,000	91,250,700	
	第1回 名古屋市公募公債(30年)	100,000,000	116,386,400	
	第25回 横浜市公募公債(20年)	100,000,000	107,732,200	
	第26回 横浜市公募公債(20年)	100,000,000	108,363,600	
	第31回 横浜市公募公債(20年)	100,000,000	101,892,000	
	第9回 川崎市公募公債(20年)	100,000,000	110,067,800	
	第4回 川崎市公募公債(30年)	100,000,000	110,288,100	
	平成30年度第5回 広島市公募公債	200,000,000	197,564,600	
	平成29年度第1回 仙台市公募公債	100,000,000	92,634,400	
地方債証券 合計		3,118,000,000	3,176,600,876	
特殊債券	第9回 新関西国際空港	300,000,000	310,253,700	
	第16回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	118,295,200	
	第174回 政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,407,000	
	第205回 政保道路機構債券	100,000,000	106,656,300	
	第212回 政保道路機構債券	100,000,000	106,292,300	
	第233回 政府道路機構債券	100,000,000	104,142,200	
	第278回 政保道路機構債券	100,000,000	90,591,600	
	第293回 政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	91,890,100	
	第316回 政保道路機構債券	100,000,000	93,091,200	
	第319回 政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	93,700,800	
	第17回 地方公共団体金融機構債券(20年)	200,000,000	216,883,000	

第36回 地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	105,868,600	
第1回 地方公共団体金融機構債券（30年）	100,000,000	103,894,400	
第83回 政保地方公共団体金融機構債券	103,000,000	102,717,162	
第116回 政保地方公共団体金融機構債券	138,000,000	135,716,238	
第120回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,501,800	
第136回 地方公共団体金融機構債券	200,000,000	193,285,600	
第72回 日本政策金融公庫債券	100,000,000	99,045,100	
第97回 都市再生債券	100,000,000	102,656,600	
第33回 政保中部国際空港債券	100,000,000	99,706,400	
第59回 住宅金融支援機構債券	200,000,000	217,492,400	
第143回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,431,700	
第37回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,335,000	19,046,398	
第42回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,998,000	47,474,535	
第46回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,013,000	55,287,257	
第54回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	44,434,000	45,904,765	
第55回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,042,000	51,573,285	
第60回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,444,000	52,879,286	
第61回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,893,000	26,522,199	
第62回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	232,768,000	237,563,020	
第63回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	144,405,000	146,672,158	
第73回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	102,555,000	104,934,276	
第78回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,487,000	90,874,048	
第109回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	193,857,000	185,269,134	
い第845号 利付商工債券	200,000,000	199,942,000	
い第854号 利付商工債券	200,000,000	199,094,000	
い第862号 利付商工債券	100,000,000	99,503,600	
第394回 利付信金中金債券	100,000,000	99,279,800	
第66回 鉄道建設・運輸施	100,000,000	103,019,700	

		設整備支援機構債券		
特殊債券	合計	4,493,231,000	4,565,358,861	
社債券	第36回 フランス相互信用 連合銀行（BF CM）円貨社 債（2021）	100,000,000	95,487,300	
	第38回 成田国際空港	200,000,000	193,088,000	
	第69回 西日本高速道路	100,000,000	99,604,300	
	第13回 日本たばこ産業	100,000,000	98,979,700	
	第5回 電通グループ	400,000,000	398,298,800	
	第2回 アステラス製薬	100,000,000	99,655,500	
	第11回 ブリヂストン	100,000,000	99,582,300	
	第19回 豊田通商	100,000,000	101,511,000	
	第18回 NTTファイナン ス	100,000,000	96,758,600	
	第78回 トヨタファイナン ス	100,000,000	99,418,000	
	第55回 日立キャピタル	100,000,000	101,440,700	
	第17回 三井住友ファイナ ンス&リース	100,000,000	99,183,500	
	第2回 三菱HCキャピタル	100,000,000	98,968,300	
	第132回 三菱地所	100,000,000	97,958,200	
	第7回 野村不動産オフィス ファンド投資法人	200,000,000	218,014,200	
	第11回 ジャパンエクセレ ント投資法人	100,000,000	99,953,100	
	第106回 東日本旅客鉄道	100,000,000	97,130,000	
	第3回 東日本旅客鉄道（サ ステナビリティボンド）	100,000,000	94,177,900	
	第510回 関西電力	100,000,000	99,715,900	
	第494回 東北電力	100,000,000	99,707,000	
	第451回 九州電力	100,000,000	99,813,700	
	第47回 大阪瓦斯（トラン ジションボンド）	100,000,000	95,229,500	
社債券	合計	2,700,000,000	2,683,675,500	
合計			51,894,917,867	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ニッセイ J-REIT インデックス マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	6,983,159
コール・ローン	330,246,960
投資証券	30,896,880,200
未収配当金	238,168,495
流動資産合計	31,472,278,814
資産合計	31,472,278,814
負債の部	
流動負債	
未払解約金	176,961,138
その他未払費用	377
流動負債合計	176,961,515
負債合計	176,961,515
純資産の部	
元本等	
元本	16,718,367,652
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	14,576,949,647
元本等合計	31,295,317,299
純資産合計	31,295,317,299
負債純資産合計	31,472,278,814

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	16,947,494,605円
同期中追加設定元本額	4,795,280,722円
同期中一部解約元本額	5,024,407,675円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイJ-REITインデックスファンド(適格機関投資家限定)	56,838,270円
DCニッセイJ-REITインデックスファンド	1,054,500,352円
<購入・換金手数料なし>ニッセイJリートインデックスファンド	8,886,535,625円
ニッセイJ-REITインデックスファンド2013-02(適格機関投資家限定)	1,637,135,143円
DCニッセイJ-REITインデックスファンドA	3,012,479,571円
DCニッセイJ-REITインデックスファンドB	1,807,202,742円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(6資産均等型)	176,915,992円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート)	19,278,121円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)	7,006,300円
ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)	14,723,022円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(8資産均等型)	40,147,804円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド(安定型)	108,480円
ニッセイ 国内3資産 高値参照型 バランスファンド(積極型)	236,527円
FWニッセイ国内リートインデックス	5,259,703円
計	16,718,367,652円
2. 受益権の総数	16,718,367,652口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年11月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	
投資証券	476,098,146	
合計	476,098,146	

(注)「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月14日から2023年11月20日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年11月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8719円 (18,719円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年11月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	CREロジスティクスファン ド投資法人	1,272	205,809,600	
	GLP投資法人	9,980	1,388,218,000	

KDX不動産投資法人	8,503	1,401,294,400	
NTT都市開発リート投資法人	2,995	383,060,500	
Oneリート投資法人	515	135,239,000	
SOSILA物流リート投資法人	1,474	177,469,600	
いちごオフィスリート投資法人	2,421	203,848,200	
いちごホテルリート投資法人	489	51,491,700	
アクティビア・プロパティーズ投資法人	1,550	637,050,000	
アドバンス・レジデンス投資法人	2,899	955,220,500	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	1,295	162,134,000	
イオンリート投資法人	3,624	515,695,200	
インヴィンシブル投資法人	14,306	858,360,000	
エスコンジャパンリート投資法人	601	71,398,800	
オリックス不動産投資法人	5,887	1,007,854,400	
グローバル・ワン不動産投資法人	2,182	242,856,600	
コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,453	456,242,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人	805	87,020,500	
サンケイリアルエステート投資法人	947	84,945,900	
ザイマックス・リート投資法人	479	56,138,800	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,891	698,304,600	
ジャパンエクセレント投資法人	2,568	335,380,800	
ジャパンリアルエステイト投資法人	3,035	1,742,090,000	
スターアジア不動産投資法人	4,554	269,141,400	
スターツプロシード投資法人	512	104,960,000	
タカラレーベン不動産投資法人	1,401	136,877,700	
トーセイ・リート投資法人	622	84,281,000	
ヒューリックリート投資法人	2,764	416,258,400	
フロンティア不動産投資法人	1,096	495,940,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人	728	103,230,400	
マリモ地方創生リート投資法人	455	58,012,500	
ユナイテッド・アーバン投資法人	6,609	1,015,803,300	
ラサールロジポート投資法人	3,777	561,262,200	
阪急阪神リート投資法人	1,409	202,191,500	

三井不動産ロジスティクス パーク投資法人	1,229	582,546,000	
三菱地所物流リート投資法人	1,020	389,640,000	
産業ファンド投資法人	4,508	616,243,600	
森トラストリート投資法人	5,695	420,291,000	
森ヒルズリート投資法人	3,474	485,317,800	
星野リゾート・リート投資法人	545	337,900,000	
積水ハウス・リート投資法人	8,878	710,240,000	
大江戸温泉リート投資法人	452	29,334,800	
大和ハウスリート投資法人	4,454	1,224,850,000	
大和証券オフィス投資法人	612	411,876,000	
大和証券リビング投資法人	4,351	469,472,900	
投資法人みらい	3,778	166,043,100	
東海道リート投資法人	440	55,440,000	
東急リアル・エステート投資法人	1,981	353,014,200	
日本アコモデーションファンド投資法人	1,020	621,180,000	
日本ビルファンド投資法人	3,447	2,126,799,000	
日本プライムリアルティ投資法人	2,021	704,318,500	
日本プロロジスリート投資法人	5,147	1,408,219,200	
日本リート投資法人	960	336,000,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	1,893	540,830,100	
日本都市ファンド投資法人	14,162	1,406,286,600	
福岡リート投資法人	1,528	252,120,000	
平和不動産リート投資法人	2,208	310,886,400	
野村不動産マスターファンド投資法人	9,555	1,632,949,500	
投資証券 合計	186,456	30,896,880,200	
合計		30,896,880,200	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年11月30日現在

I 資産総額	186,957,067円
II 負債総額	1,014,754円
III 純資産総額 (I - II)	185,942,313円
IV 発行済数量	168,234,717口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1053円

(参考)

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	202,089,194,475円
II 負債総額	366,352,270円
III 純資産総額 (I - II)	201,722,842,205円
IV 発行済数量	71,918,632,578口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.8049円

ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	54,329,387,265円
II 負債総額	1,364,072,404円
III 純資産総額 (I - II)	52,965,314,861円
IV 発行済数量	56,784,955,659口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9327円

ニッセイJ-REITインデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	31,639,334,397円
II 負債総額	188,190,949円
III 純資産総額 (I - II)	31,451,143,448円
IV 発行済数量	16,674,494,118口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.8862円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年11月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年11月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	421	75,585
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	112	20,314
単位型公社債投資信託	0	0
合計	533	95,900

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第28期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第29期事業年度に係る中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	38,492,350	31,522,565
有価証券	6,249,635	5,099,877
前払費用	763,755	595,955
未収委託者報酬	6,157,565	5,813,921
未収運用受託報酬	3,219,400	3,456,007
未収投資助言報酬	265,131	259,830
その他	8,403	18,700
流動資産合計	55,156,243	46,766,858
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1 150,311	※1 150,182
車両	※1 968	※1 482
器具備品	※1 103,050	※1 92,889
有形固定資産合計	254,330	243,554
無形固定資産		
ソフトウェア	1,840,943	1,803,047
ソフトウェア仮勘定	577,731	1,198,151
その他	8,013	8,013
無形固定資産合計	2,426,688	3,009,212
投資その他の資産		
投資有価証券	30,679,401	37,635,584
関係会社株式	66,222	66,222
長期前払費用	10,629	11,881
差入保証金	374,819	367,613
繰延税金資産	1,413,142	1,600,306
その他	10,305	10,037
投資その他の資産合計	32,554,521	39,691,645
固定資産合計	35,235,540	42,944,413
資産合計	90,391,783	89,711,272

負債の部

流動負債

預り金	51,241	53,649
未払収益分配金	8,706	7,080
未払手数料	※2 2,315,345	※2 2,148,508
未払運用委託報酬	※2 1,728,950	※2 1,868,264
未払投資助言報酬	※2 828,040	※2 801,755
その他未払金	※2 4,619,477	※2 2,880,396
未払費用	※2 134,086	※2 122,649
未払法人税等	611,046	1,689,458
未払消費税等	349,108	321,144
賞与引当金	1,227,440	1,047,233
その他	93,579	46,054
流動負債合計	11,967,023	10,986,194

固定負債

退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
役員退職慰労引当金	16,750	16,150
固定負債合計	2,440,039	2,418,464

負債合計

負債合計	14,407,063	13,404,658
------	------------	------------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	56,866,270	57,905,876
利益剰余金合計	57,546,077	58,585,683
株主資本合計	75,827,917	76,867,523

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	348,871	△ 254,732
繰延ヘッジ損益	△ 192,067	△ 306,177
評価・換算差額等合計	156,803	△ 560,910

純資産合計

純資産合計	75,984,720	76,306,613
-------	------------	------------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	90,391,783	89,711,272
----------	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	29,144,394	27,807,455
運用受託報酬	17,750,312	18,365,703
投資助言報酬	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	-	4,497
営業収益計	47,927,445	47,323,959
営業費用		
支払手数料	11,524,989	10,826,133
広告宣伝費	62,919	34,423
公告費	125	125
調査費	8,730,925	9,426,129
支払運用委託報酬	3,825,413	3,994,350
支払投資助言報酬	3,083,142	3,279,321
委託調査費	125,430	143,143
調査費	1,696,938	2,009,314
委託計算費	277,534	278,897
営業雑経費	846,156	876,260
通信費	59,759	60,541
印刷費	173,841	166,600
協会費	38,262	37,646
その他営業雑経費	574,292	611,472
営業費用計	21,442,649	21,441,969
一般管理費		
役員報酬	150,830	114,167
給料・手当	4,699,931	5,179,604
賞与引当金繰入額	1,184,037	1,033,669
賞与	369,403	357,187
福利厚生費	925,165	988,302
退職給付費用	431,379	411,161
役員退職慰労引当金繰入額	8,950	5,850
役員退職慰労金	-	2,550
その他人件費	162,879	214,336
不動産賃借料	766,098	803,805
その他不動産経費	36,278	35,247
交際費	12,883	27,169
旅費交通費	17,654	133,750
固定資産減価償却費	552,239	663,401
租税公課	385,352	367,046
業務委託費	349,177	438,018
器具備品費	484,762	769,903
保険料	46,907	49,248
寄付金	5,126	10,762
諸経費	247,185	279,825
一般管理費計	10,836,244	11,885,008
営業利益	15,648,550	13,996,981
営業外収益		
受取利息	2,029	950
有価証券利息	3,452	15,666
受取配当金	※1 83,809	※1 191,353

為替差益	27,680	22,628
その他営業外収益	19,955	20,449
営業外収益計	136,927	251,049
営業外費用		
控除対象外消費税	20,188	5,712
その他営業外費用	404	314
営業外費用計	20,592	6,026
経常利益	15,764,885	14,242,004
特別利益		
投資有価証券売却益	18,927	97,919
投資有価証券償還益	510,138	45,181
特別利益計	529,065	143,100
特別損失		
投資有価証券売却損	7,280	73,703
投資有価証券償還損	50,697	71,887
固定資産除却損	※2 132	※2 1,757
事故損失賠償金	※3 9,883	※3 2,015
特別損失計	67,993	149,364
税引前当期純利益	16,225,956	14,235,739
法人税、住民税及び事業税	4,940,051	4,112,329
法人税等調整額	24,895	74,919
法人税等合計	4,964,946	4,187,249
当期純利益	11,261,009	10,048,489

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,440,289	△9,440,289	△9,440,289
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	11,261,009	11,261,009	11,261,009
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,820,719	1,820,719	1,820,719
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,242,655	△97,204	1,145,450	75,152,647
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△9,440,289
当期純利益	-	-	-	11,261,009
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△893,783	△94,862	△988,646	△988,646
当期変動額合計	△893,783	△94,862	△988,646	832,073
当期末残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,008,883	△9,008,883	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,048,489	10,048,489	10,048,489
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,039,606	1,039,606	1,039,606
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	10,048,489
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△603,603	△114,109	△717,713	△717,713
当期変動額合計	△603,603	△114,109	△717,713	321,892
当期末残高	△254,732	△306,177	△560,910	76,306,613

注記事項

(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>② その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>③ 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5. 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間に</p>

	<p>わたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p> <p>③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p>
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>③ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
8. グループ通算制度の適用	<p>当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。</p>

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物附属設備	329,011千円	340,233千円
車両	5,760	6,246
器具備品	494,576	516,937
計	829,348	863,417

※2. 前事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるものの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えており、その金額は前事業年度および当事業年度においてそれぞれ5,317,615千円、2,706,850千円であります。

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
受取配当金	42,069千円	174,180千円

※2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
器具備品	132	1,749
ソフトウェア	-	8
計	132	1,757

※3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

2021年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,440,289千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	87,049円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来さないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,319,017	17,308,937	△10,080
その他有価証券	19,610,019	19,610,019	—
資産計	36,929,036	36,918,956	△10,080
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用され ているもの	△73,870	△73,870	—
デリバティブ取引計	△73,870	△73,870	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
その他有価証券	19,289,693	19,289,693	—
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用され ているもの	△24,321	△24,321	—
デリバティブ取引計	△24,321	△24,321	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2022年3月31日)
関係会社株式	66,222

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	66,222

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	—	19,610,019	—	19,610,019
デリバティブ取引 (※) 為替予約	—	△73,870	—	△73,870
合計	—	19,536,149	—	19,536,149

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	—	19,289,693	—	19,289,693
デリバティブ取引 (※) 為替予約	—	△24,321	—	△24,321
合計	—	19,265,372	—	19,265,372

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	17,308,937	—	17,308,937
合計	—	17,308,937	—	17,308,937

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	23,460,731	—	23,460,731
合計	—	23,460,731	—	23,460,731

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	38,492,350	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,250,000	11,070,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,108,860	12,060,309	1,121,260	101,009
合計	50,851,210	23,130,309	1,121,260	101,009

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	31,522,565	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

(注) 投資信託受益証券であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2022年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1) 国債・地方債等	4,899,207	4,900,290	1,082
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4,899,207	4,900,290	1,082
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1) 国債・地方債等	12,419,810	12,408,647	△11,163
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	12,419,810	12,408,647	△11,163
合計		17,319,017	17,308,937	△10,080

当事業年度 (2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1) 国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1) 国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	△13,914
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	9,990,000	9,976,086	△13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	10,012,022	9,238,000	774,022
	小計	10,012,022	9,238,000	774,022
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	9,597,996	10,017,000	△419,003
	小計	9,597,996	10,017,000	△419,003
合計		19,610,019	19,255,000	355,019

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	12,511,082	13,413,000	△901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	△901,917
	合計	19,289,693	19,749,999	△460,306

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	72,646	18,927	7,280
合計	72,646	18,927	7,280

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度 (2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度 (2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,264,288	-	△73,870
合計			1,264,288	-	△73,870

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度 (2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,129,663	-	△24,321
合計			1,129,663	-	△24,321

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,049,929 千円	2,324,488 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の発生額	26,217	△51,020
退職給付の支払額	△58,809	△318,533
その他	4,869	2,382
退職給付債務の期末残高	2,324,488	2,226,246

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	134,197 千円	147,543 千円
退職給付費用	19,557	18,835
退職給付の支払額	△1,342	△1,081
その他	△4,869	△2,382
退職給付引当金の期末残高	147,543	162,914

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,472,031 千円	2,389,160 千円
未認識数理計算上の差異	△48,741	13,153
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314
退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	19,557 千円	18,835 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の当期費用処理額	5,631	10,874
確定給付制度に係る退職給付費用	327,469	298,639

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.35 %	0.66 %

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において68,995千円、当事業年度において75,867千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	375,842 千円	320,663 千円
未払事業税	134,561	113,779
退職給付引当金	742,011	735,588
税務上の繰延資産償却超過額	1,565	2,055
役員退職慰労引当金	5,128	4,945
投資有価証券評価差額	140,574	314,276
減価償却超過額	38,704	48,992
その他	128,909	180,561
小計	1,567,297	1,720,862
評価性引当額	△1,808	△12,818
繰延税金資産合計	1,565,488	1,708,043
繰延税金負債		
特別分配金否認	6,396	10,817
投資有価証券評価差額	145,949	96,919
繰延税金負債合計	152,345	107,737
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,413,142	1,600,306

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,500,632

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至2023年3月31日)
営業収益		
投資信託委託業務	29,144,394	27,807,455
投資運用業務 (注)	17,750,312	18,365,703
投資助言業務	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	—	4,497
計	47,927,445	47,323,959

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等
前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,521,634	未収運用受託報酬	1,657,146
								投資助言報酬の受取	120,504	未収投資助言報酬	11,837
								連結納税に伴う支払	3,919,311	その他未払金	3,919,311

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	700,655円80銭	703,623円97銭
1株当たり当期純利益金額	103,837円87銭	92,657円21銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第29期中間会計期間末
(2023年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		18,741,468
有価証券		4,104,124
前払費用		751,780
未収委託者報酬		6,599,931
未収運用受託報酬		5,398,961
未収投資助言報酬		266,359
未収還付法人税等		13,544
その他		27,898
流動資産合計		<u>35,904,069</u>
固定資産		
有形固定資産	※1	226,755
無形固定資産		3,177,724
投資その他の資産		
投資有価証券		43,703,580
関係会社株式		66,222
長期前払費用		7,403
差入保証金		364,445
繰延税金資産		1,592,859
その他		9,895
投資その他の資産合計		<u>45,744,406</u>
固定資産合計		<u>49,148,886</u>
資産合計		<u>85,052,955</u>

負債の部		
流動負債		
預り金		86,845
未払収益分配金		6,178
未払手数料		2,420,306
未払運用委託報酬		1,715,368
未払投資助言報酬		1,157,149
その他未払金		2,178,751
未払費用		170,292
未払法人税等		573,020
未払消費税等	※2	451,000
前受投資助言報酬		42,405
賞与引当金		652,050
その他		69,616
流動負債合計		<u>9,522,985</u>
固定負債		
退職給付引当金		2,494,028
役員退職慰労引当金		20,800
固定負債合計		<u>2,514,828</u>
負債合計		<u>12,037,813</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,281,840
資本剰余金合計		<u>8,281,840</u>
利益剰余金		
利益準備金		139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		120,000
研究開発積立金		70,000
別途積立金		350,000
繰越利益剰余金		54,965,002
利益剰余金合計		<u>55,644,809</u>
株主資本合計		<u>73,926,649</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 486,524
繰延ヘッジ損益		△424,983
評価・換算差額等合計		<u>△911,507</u>
純資産合計		<u>73,015,142</u>
負債・純資産合計		<u>85,052,955</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第29期中間会計期間	
(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	14,336,875
運用受託報酬	10,106,262
投資助言報酬	557,349
その他営業収益	8,170
営業収益計	<u>25,008,658</u>
営業費用	11,639,819
一般管理費	※1 6,327,756
営業利益	<u>7,041,082</u>
営業外収益	※2 231,266
営業外費用	※3 8,807
経常利益	<u>7,263,541</u>
特別利益	※4 60,023
特別損失	64
税引前中間純利益	<u>7,323,500</u>
法人税、住民税及び事業税	2,077,526
法人税等調整額	148,031
法人税等合計	<u>2,225,558</u>
中間純利益	<u>5,097,942</u>

(3) 中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△8,038,816	△8,038,816	△8,038,816
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	5,097,942	5,097,942	5,097,942
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△2,940,873	△2,940,873	△2,940,873
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	54,965,002	55,644,809	73,926,649

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△254,732	△306,177	△560,910	76,306,613
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△8,038,816
中間純利益	-	-	-	5,097,942
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△231,791	△118,805	△350,597	△350,597
当中間期変動額合計	△231,791	△118,805	△350,597	△3,291,471
当中間期末残高	△486,524	△424,983	△911,507	73,015,142

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>②その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>③関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>①賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>②退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>③役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
5. 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。</p>

	<p>当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。</p> <p>③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。</p>
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>③ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
8. グループ通算制度の適用	当社は日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

(中間貸借対照表関係)

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	882,598千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
※1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	20,611千円
無形固定資産	302,812千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	51,567千円
為替差益	153,991千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
控除対象外消費税	2,693千円
※4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	30,731千円
投資有価証券売却益	29,291千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間
(自 2023年4月1日
至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	8,038,816	74,126	2023年3月31日	2023年6月26日

(金融商品関係)

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(注1)は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	4,104,124	4,104,490	365
その他有価証券	—	—	—
②投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,151,829	23,090,156	△61,673
その他有価証券	20,551,750	20,551,750	—
③デリバティブ取引 (※)			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用され ているもの	△56,928	△56,928	—

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載しておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品

第29期中間会計期間末（2023年9月30日現在）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	20,551,750	—	20,551,750
デリバティブ取引（※）				
為替予約	—	△56,928	—	△56,928
合計	—	20,494,821	—	20,494,821

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融商品

第29期中間会計期間末（2023年9月30日現在）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	27,194,646	—	27,194,646
合計	—	27,194,646	—	27,194,646

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	5,249,565	5,250,600	1,034
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,249,565	5,250,600	1,034
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	22,006,388	21,944,046	△62,342
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	22,006,388	21,944,046	△62,342
合計		27,255,954	27,194,646	△61,308

2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他 (注)	6,865,999	7,465,529	599,529
	小計	6,865,999	7,465,529	599,529
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他 (注)	14,466,000	13,086,220	△1,379,779
	小計	14,466,000	13,086,220	△1,379,779
合計		21,331,999	20,551,750	△780,249

(注) 投資信託受益証券等であります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,269,934	—	△56,928
合計			1,269,934	—	△56,928

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業収益	
投資信託委託業務	14,336,875千円
投資運用業務	10,106,262千円
投資助言業務	557,349千円
その他	8,170千円
計	25,008,658千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3,036,913

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第29期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第29期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第29期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	673,273円29銭
1株当たり中間純利益金額	47,008円17銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	5,097,942千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益金額	5,097,942千円
期中平均株式数	108千株

(重要な後発事象)

第29期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

① 定款の変更等

2023年3月23日に開催された臨時株主総会において、定款に関し以下の変更が決議されました。

<変更前>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(略)

(役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定する。

2. 取締役会は、前項のほかに必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

<変更後>

(略)

(株主総会の招集及び議長)

第10条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(略)

(役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長 1名を選定する。

2. 取締役会は、前項のほかに必要に応じて取締役会長 1名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(略)

② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ニッセイ・インデックスパッケージ
(国内・株式／リート／債券)

約 款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド、ニッセイ J-R E I Tインデックス マザーファンドおよびニッセイ国内債券パッシブ マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお直接、株式、上場不動産投資信託証券、公社債等に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 上記各マザーファンドへの投資を通じ、T O P I X（東証株価指数）（配当込み）および東証 R E I T 指数（配当込み）をそれぞれ15%、NOMURA-BPI総合指数を70%ずつ組み合わせた合成ベンチマークに連動する投資成果をめざします。
- ② マザーファンドへの基本投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド受益証券およびニッセイ J-R E I Tインデックス マザーファンド受益証券へ各15%、ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド受益証券へ70%とします。
- ③ 上記各マザーファンドの合計組入れ比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資対象資産は、本邦通貨建またはユーロ円建表示であるものに限りません。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用方針
留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項、または第51条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第12条 取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 別に定める契約を結んだ受益者が、第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権

の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド」、「ニッセイJ-REITインデックス マザーファンド」および「ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー

ファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第32条、第33条および第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8

項第3号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・範囲)

第24条 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けを行うことの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に

相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金

融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成30年11月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の28.2の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し

た後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生

じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第53条 この信託は、委託者が第45条第1項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第1条 第12条第1項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値

を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第3条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 29 年 11 月 17 日（信託契約締結日）

委託者
東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 赤林 富二

受託者
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男